

令和 3 年
監査結果に基づき知事等が講じた措置
(第 1 回)

東京都監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）、平成29年度公営企業各会計決算審査、平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）、令和元年定例監査、令和元年財政援助団体等監査、令和2年定例監査及び令和2年工事監査の結果に基づき講じた措置について、東京都知事等関係機関から通知があったので、次のとおり公表する。

令和3年6月1日

東京都監査委員	山内晃
同	早坂義弘
同	茂垣之雄
同	岩田喜美枝
同	松本正一郎

目 次

第1 措置の概要	1
第2 通知の内容	
措置通知一覧	9
平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）	17
平成29年度公営企業各会計決算審査	18
平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）	19
令和元年定例監査	20
令和元年財政援助団体等監査	21
令和2年定例監査	25
令和2年工事監査	63

第1 措置の概要

東京都監査委員は、各種監査等で指摘又は意見・要望した事項について、監査後、指摘等を受けた知事等関係機関がどのような措置を行っているか報告を求め、年2回、講じた措置内容の通知を受けている。

令和3年監査結果に基づき知事等が講じた措置（第1回）は、知事等関係機関が令和2年10月から令和3年4月までに講じた措置内容について取りまとめたものであり、措置状況は表1及び表2のとおりである。

今回は、措置対象417件から前回までに措置済みとなっている298件を差し引いた119件のうち、95件（指摘：89件、意見・要望：6件）が改善された。残る24件については、改善中である。

また、今回措置済みとなった案件の措置区分別件数（措置区分が複数含まれる案件について該当する措置区分を全て計上）は、表3のとおりである。

事務処理等の改善など、是正・改善措置40件、ルール・体制の構築など、再発防止の取組148件、合計188件の改善措置が講じられた。

改善措置としては、次のようなものがある。

- ・ 過大に交付した補助金の返還
- ・ 新たな単価の設定や仕様書の改定など、契約・仕様等の見直し
- ・ アンケート結果の反映や配信動画の工夫など、利用者サービスの向上

当報告書に記載されている事例を参考に、全庁共通して発生し得る課題や、繰り返し起こり得る問題点について、局横断的に再発防止策が講じられることを期待する。

また、知事等関係機関が講じた措置内容を公表することにより、都事業に対する都民の理解促進に寄与することができれば幸いである。

(表1) 措置状況

(単位：件)

監査実施年	監査種別	監査実施期間	結果内訳	措置対象 A	措置済 B	今回通知 C	改善中 A-(B+C)
平成 24年	行政監査 (土地及び建物の運用・ 管理について)	平成 24. 9. 18	指 摘	16	15	1	0
		～	意見・要望	—	—	—	—
		平成 25. 1. 31	計	16	15	1	0
平成 30年	定例監査	平成 30. 1. 10	指 摘	111	110	—	1
		～	意見・要望	4	4	—	0
		平成 30. 8. 30	計	115	114	—	1
	公営企業各会計 決算審査	平成 30. 6. 1	指 摘	2	1	1	0
		～	意見・要望	—	—	—	—
		平成 30. 8. 30	計	2	1	1	0
	行政監査 (公の施設の指定管理につ いて)	平成 30. 7. 17	指 摘	—	—	—	—
		～	意見・要望	29	27	1	1
		平成 31. 1. 31	計	29	27	1	1
令和 元年	定例監査	平成 31. 1. 8	指 摘	68	67	1	0
		～	意見・要望	11	11	—	0
		令和元. 8. 29	計	79	78	1	0
	工事監査	平成 31. 1. 11	指 摘	27	26	—	1
		～	意見・要望	1	1	—	0
		令和 2. 1. 16	計	28	27	—	1
	財政援助団体等監査	令和元. 9. 9	指 摘	44	35	9	0
		～	意見・要望	2	1	—	1
		令和 2. 1. 30	計	46	36	9	1
令和 2年	定例監査	令和 2. 1. 7	指 摘	69	—	60	9
		～	意見・要望	7	—	3	4
		令和 3. 1. 28	計	76	—	63	13
	工事監査	令和 2. 1. 9	指 摘	19	—	17	2
		～	意見・要望	6	—	2	4
		令和 3. 1. 14	計	25	—	19	6
	公営企業各会計 決算審査	令和 2. 6. 1	指 摘	1	—	—	1
		～	意見・要望	—	—	—	—
		令和 2. 9. 8	計	1	—	—	1
合 計			指 摘	357	254	89	14
			意見・要望	60	44	6	10
			計	417	298	95	24

(表2) 各実施年の監査の改善率

(単位：件)

監査実施年	結果内訳	措置件数 A	措置済 B	今回 措置対象 C	今回通知 D	改善率 (B+D)/A×100	改善中 C-D
平成24年	指 摘	238	237	1	1	100	0
	意見・要望	7	7	—	—	100	0
	計	245	244	1	1	100	0
平成30年	指 摘	232	230	2	1	99.6	1
	意見・要望	37	35	2	1	97.3	1
	計	269	265	4	2	99.3	2
令和元年	指 摘	160	149	11	10	99.4	1
	意見・要望	15	14	1	—	93.3	1
	計	175	163	12	10	98.9	2
令和2年	指 摘	111	22	89	77	89.2	12
	意見・要望	13	—	13	5	38.5	8
	計	124	22	102	82	83.9	20

(表3) 監査種別ごとの措置区分別件数

(単位：件)

措置区分		監査種別		平成 30 年		令和元年		令和 2 年		計	
		平成 24 年		行政	公営企業 各会計 決算審査	行政 (指定管理)	定例	財援	定例		工事
1 是正・改善措置	ア 返還・戻入等	—	—	—	—	—	8	8	—	16	
		—	—	—	—	—	8	9	—	17	
	イ 財産・物品 管理	1	—	—	—	1	—	—	1	—	3
		1	1	—	—	1	—	—	2	—	5
	ウ 会計処理	—	1	—	—	—	—	—	2	—	3
		—	1	—	—	—	—	—	2	—	3
	エ 事務処理等	—	—	1	—	—	—	—	4	7	12
		—	—	1	—	—	—	—	7	7	15
	小計	1	1	1	—	1	8	—	15	7	34
		1	2	1	—	1	8	—	20	7	40
2 再発防止の取組	ア 要綱等の 制定・改正	—	—	—	—	—	—	—	1	—	1
		—	—	—	—	—	—	—	1	1	2
	イ 契約・仕様等 の見直し	—	—	—	—	—	—	—	8	2	10
		—	—	—	—	—	—	—	9	2	11
	ウ ルール・体制 の構築	—	—	—	—	—	1	—	13	10	24
		1	1	1	—	—	5	—	29	16	53
	エ 研修等の実施	—	—	—	—	—	—	—	26	—	26
		—	1	—	—	—	7	—	55	19	82
	小計	—	—	—	—	—	1	—	48	12	61
		1	2	1	—	—	12	—	94	38	148
合 計	1	1	1	—	1	9	—	63	19	95	
	2	4	2	—	1	20	—	114	45	188	

(注1) 措置区分の具体的事項は、別注のとおり

(注2) 上段（網掛あり）：措置区分のうち主なものを一つ選定した場合の数値

下段（網掛なし）：措置区分が複数含まれるものを全て選定した場合の数値

(別注) 措置区分の具体的事項

措置区分	主な事項
1 是正・改善措置	
ア 返還・戻入等	過大交付した補助金、過大支出した契約代金等が返還されたもの 過大な契約代金を契約変更により減額したもの 都税、使用料等の債権を追加徴収したもの
イ 財産・物品管理	土地・建物、物品等の管理状況を改善したもの 土地・建物、物品等の占用・使用許可手続を是正したもの 工作物、設備、物品等を修理・交換したもの
ウ 会計処理	決算関係書類の計数を修正したもの 財産に関する調書への登載誤りを修正したもの 調定登録されていなかった歳入を適正に処理したもの 科目又は年度を誤って歳出処理したものを是正したもの
エ 事務処理等	法令等に基づいた事務手続に是正したもの 契約中の工事、事業内容等を是正したもの マニュアル等に基づいた債権管理を行うよう是正したもの 基準等に基づき、ホームページの改修を行ったもの 事務処理等をより効果的・効率的な内容に改善したもの
2 再発防止の取組	
ア 要綱等の制定 ・改正	要綱、指針、基準等を新たに制定・改正したもの
イ 契約・仕様等 の見直し	関連又は類似の契約に係る工事、事業内容等を是正したもの 特記仕様書等への記載事項を見直したもの 報告書等の様式を改めたもの
ウ ルール・体制 の構築	事務処理ルール、マニュアル等を改善又は新たに構築したもの 委員会、プロジェクトチーム等を新たに設置したもの 情報共有・チェック機能を強化したもの
エ 研修等の実施	関係職員に対し研修を実施したもの 関係職員を既存の研修に参加させたもの 会議、通知等により監査結果を周知し、再発防止を注意喚起した もの

1 主な措置事例

利用者アンケートの結果を分析し業務へ反映することで、都民サービスの向上を図ったもの

P. 19 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 No. 3

(平成30年行政監査)

意見・要望の概要

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団は、東京都立埋蔵文化財調査センターの利用者満足度等を把握するため、アンケートを実施し、今後の事業展開のためのデータ分析を行っている。

アンケートの集計結果及び業務への反映状況について見たところ、最寄り駅からセンターまでの経路の案内について、経路が分かりにくいとの意見が継続的にあり、また、特別収蔵品が見たいという利用者ニーズがあるものの、主要な収蔵品のリスト及び画像をホームページなどで公開していない等の状況が認められた。

そこで、利用者ニーズのより一層の研究・分析を行い、的確に業務へ反映させるよう検討を求めた。

措置の概要

財団は、最寄り駅からの詳細経路を写真入りで作成し、ホームページに掲載するとともに、京王多摩センター駅構内や駅周辺の案内板に「東京都立埋蔵文化財調査センター」を表示した。また、「埋蔵文化財特別展」を開催して特別収蔵品などの公開を行うほか、ホームページに常設展示の画像を追加掲載するなど、利用者ニーズを業務に反映させることで、都民サービスの向上を図った。

社会福祉法人に対し過大に交付した補助金が返還されたもの

P. 21～23 社会福祉法人・福祉保健局 No. 5～11

(令和元年財政援助団体等監査)

指摘の概要

福祉保健局が社会福祉法人等に対し交付している補助金について見たところ、東京都保育サービス推進事業補助金の対象となる児童数の算定誤りなどがあり、補助金を過大に交付している状況が認められた。

そこで、各団体に対し、過大に交付された補助金について返還を求めた。

措置の概要

局は、社会福祉法人7団体から不適正な補助金計294万6,000円の返還を受けた。また、補助金の説明会参加対象施設の拡充を行い、申請方法の誤りやすい点について資料等を用いて説明を行うことで再発防止を図った。

外国人向け交通安全教育動画のタイトルや配信言語を工夫することで、更なる動画の活用に取り組んだもの

P. 61 都民安全推進本部 No. 74 (令和2年定例監査)

意見・要望の概要

都民安全推進本部は、外国人旅行者等の日本の交通ルールの遵守及びマナーの向上のため、交通安全教育動画を委託契約により9言語で作成し、DVDに収録して日本語学校等へ貸出しを行うとともに、動画配信サイトを通じてインターネットにより配信を行っている。

インターネットによる配信状況を確認したところ、タイトルが日本語表記のため、検索の際も日本語のタイトルを入力しなければならず、また、配信されている言語は英語及び中国語のみとなっている状況が認められた。

そこで、動画のタイトル等を見直すとともに、配信言語を必要に応じて拡大することで、外国人向け動画を一層有効に活用するよう検討を求めた。

措置の概要

本部は、各動画のタイトルを英語で表記するとともに英語での検索も可能とした。また、既に配信されている英語及び中国語以外の7言語を動画配信サイトにおいて配信した。

補強土壁の排水工の不適正な状態を是正するとともに、基準書及びチェックシートを改定することで再発防止を図ったもの

P. 64 産業労働局 No. 80 (令和2年工事監査)

指摘の概要

産業労働局は、道路用地を確保して林道を開設するために山の斜面の一部を掘削し、補強土壁による盛土を行っている。補強土壁の設計・施工を行う際には、道路土工擁壁工指針に準拠することとしており、指針では盛土内に浸入した雨水や地下水等を速やかに排除できる適正な排水工を設けることと定めている。

しかし、本契約の設計図面と施工計画書を見たところ、設計図面には地下排水工が明記されておらず、また施工計画書にも記載されていない状況や、表面排水工で設置した排水管と横断排水溝とを定着させるためのコンクリート継手部の長さが短く、接合が不完全である状況が認められた。

そこで、補強土壁の排水工の設計を適正に行うよう求めた。

措置の概要

森林事務所は、契約変更により補強土壁内の地下排水材を増工し、併せて、継手部の構造を外れないように変更するとともに補強土壁に影響しない位置に変更した。

局は、土木設計に係る基準書の改定を行い、排水材の設置に関する内容を明記するとともに、同様の工法を実施する際は、基準書との整合性が確認できるようチェックシートの改定を行った。

だれでもトイレの設計等を修正することで、東京都福祉のまちづくり条例に適合するよう改善したもの

P. 65 港湾局 No. 81 (令和2年工事監査)

指摘の概要

港湾局は、海上公園内で新設トイレの工事及び設計を行っている。東京都福祉のまちづくり条例では、公園の新たな整備及び改修等をする場合においては、整備基準を遵守するための措置を講じなければならないと定めており、このうち、だれでもトイレを設ける場合には、車椅子使用者が戸を容易に開閉して通行できるよう、その出入口の手前に150cm×150cm以上の広さの水平面を設けることと定めている。

しかし、本契約の設計図面を見ると、当該水平面を設けていない状況であった。そこで、条例に適合した整備を行うよう求めた。

措置の概要

東京港管理事務所は、整備基準に適合していないトイレについて、工事の契約変更や図面の修正を行うことで基準に適合したものとするとともに、新たにチェックリストを作成し、チェック機能の強化を図った。

バス停留所管理等における新たな単価を設けるとともに従来の単価を見直すことで、実態に即した適切な単価の選択を行えるよう改善したもの

P. 72 交通局 No. 95 (令和2年工事監査)

意見・要望の概要

交通局は、バス停留所上屋等の維持管理及び新設等を行うため、単価請負工事(注)による委託契約を締結している。本契約で設定した単価のうち、「現地実測・埋設物調査」の単価は、工事前に実施する現地における測量及び水道管などの埋設位置等の調査に対して適用される。

しかし、本契約の発注書等について見ると、測量等の調査を伴わない工事対象物や目視による確認に対して「現地実測・埋設物調査」の単価を適用しているものや、バス停留所上屋の撤去に対して当該単価を適用している状況が認められた。

そこで、単価請負工事に係る単価設定について検討を求めた。

(注) 単価請負工事は、単価契約による請負工事であり、工種及び単価のみを契約するものである。なお、契約後の単価の追加はできない。

措置の概要

交通局は、「バス停上屋緊急撤去」の単価を新たに設定した。また、従来の「現地実測・埋設物調査」の単価に変えて、実態に即した「現地目視調査」、「現地実測調査」及び「埋設物調査」の単価を新たに設定した。

第2 通知の内容

監査結果に基づき、今回、知事等から受けた措置通知の一覧は表4（監査種別）及び表5（指摘区分別）のとおりであり、表4及び表5の頁欄記載のページに、監査結果の要約及び講じた措置の概要を掲載している。

なお、表4、表5及び個別の概要にある「措置区分」は、5ページ別注の番号記号に対応しており、措置区分のうち主なものには◎を、その他、該当するものには○を付けている。

また、措置区分が2（再発防止の取組）にのみ該当するものについては、指摘事項、意見・要望事項に係る契約等は既に終了しているため、今後、同一又は類似の事業、工事等を実施する際の再発防止策を講じたものである。

（表4）措置通知一覧（監査種別）

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁		
			1				2						
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ			
平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）													
【指摘事項】													
1	建設局	処分等に向け土地を適切に管理した上で速やかに財務局へ引き継ぐべきもの		◎						○	17		
平成29年度公営企業各会計決算審査													
【指摘事項】													
2	下水道局	建設仮勘定に計上する理由を明らかにすべきもの		○	◎					○	○	18	
平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）													
【意見・要望事項】													
3	教育庁 （公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	利用者ニーズの研究・分析及び業務への反映について					◎			○	19		
令和元年定例監査													
【指摘事項】													
4	下水道局	排水機所の設備更新に係る方針を速やかに検討すべきもの		◎								20	
令和元年財政援助団体等監査													
【指摘事項】													
5	福祉保健局 （社会福祉法人栄光会）	補助金を返還すべきもの	◎								○	21	
6	福祉保健局 （社会福祉法人貴静会）	補助金を返還すべきもの	◎								○	21	
7	福祉保健局 （社会福祉法人童愛会）	補助金を返還すべきもの	◎							○	○	22	
8	福祉保健局 （社会福祉法人友和会）	補助金を返還すべきもの	◎								○	22	
9	福祉保健局 （社会福祉法人龍美）	補助金を返還すべきもの	◎								○	22	
10	福祉保健局 （社会福祉法人流山中央福祉会）	補助金を返還すべきもの	◎								○	○	23
11	福祉保健局 （社会福祉法人高砂福祉会）	補助金を返還すべきもの	◎								○	○	23

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁	
			1				2					
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
12	福祉保健局	消費税に係る補助金返還の事務手続を適正に行うべきもの	◎							○		24
13	福祉保健局	法人に対し補助事業に係る契約手続の取扱いを適正に行うよう指導すべきもの								◎		24
令和2年定例監査												
【指摘事項】												
14	戦略政策情報推進本部（注）	企画提案方式による契約に基づく事業を適正に実施すべきもの									◎	25
15	総務局	契約変更手続を書面により適切に行うべきもの							◎		○	25
16	財務局	工事実施に当たり、予算執行科目の適用、契約手続、積算情報管理などを適切に行うべきもの								◎		26
17	主税局	隣接する二筆以上の土地を同一画地として認定すべきもの	◎								○	26
18	主税局	隣接する二筆以上の土地を同一画地として認定すべきでないもの	◎								○	27
19	主税局	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	◎								○	27
20	主税局	画地及び土地の用途の認定を適正に行うべきもの	◎								○	28
21	主税局	固定資産税（償却資産）の課税を適正に行うべきもの	◎								○	28
22	主税局	地籍図マイラーの加筆修正等委託に係る事務処理を適正に行うべきもの									◎	29
23	生活文化局	「東京動画」サイバーセキュリティ実施手順の見直しを行うとともに、実施手順に定めた事項を遵守すべきもの					◎					29
24	生活文化局	美術館等の閉館時間延長に関する調査委託契約に係る積算を適切に行うべきもの									◎	30
25	オリンピック・パラリンピック準備局	産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの									◎	30
26	都市整備局	基本協定に再委託に関する条項を適切に定めるべきもの							◎		○	31
27	福祉保健局	長期継続契約によりパーソナルコンピュータのリース契約を適切に行うべきもの							◎		○	31
28	産業労働局	業務委託に係る契約変更手続を適切に行うべきもの									◎	32
29	産業労働局	利用実績月数に応じたサービス利用料を適切に支払うべきもの									◎	32
30	中央卸売市場	立哨警備等における履行確認等を適切に行うべきもの					○			○	◎	33
31	中央卸売市場	現場マニュアルの作成に係る履行確認を適切に行うべきもの								◎	○	34
32	中央卸売市場	警備委託契約の仕様書の作成を適切に行うべきもの							◎			35
33	中央卸売市場	調査業務委託において予定価格を踏まえ契約事務を適正に行うべきもの								◎	○	35
34	中央卸売市場	公務災害に伴う休業補償金等の精算処理を速やかに行うべきもの					◎			○		36
35	建設局	単価契約において施工に必要な工種を確認し適正に工事の指示を行うべきもの								○	◎	36
36	建設局	単価契約において指示書等の作成を適正に行うべきもの									◎	37
37	建設局	委託契約に係る報告書等の確認を適切に行い支払事務を適正に行うべきもの								◎	○	37
38	建設局	看板実態調査委託を適切に行うため仕様内容の見直しを検討し進行管理を行うべきもの								◎		38
39	建設局	産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る委託の事務処理を適正に行うべきもの								◎	○	39
40	建設局	道路巡回点検結果において発見された異常について適切に対応する仕組みを構築すべきもの						◎		○	○	40

（注）令和3年4月1日実施の組織改正により、戦略政策情報推進本部の戦略事業部門は政策企画局に移管された。組織改正後、当該案件は政策企画局が所管している。以後同じ。

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
41	港湾局	調査対象とする建築物を精査すべきもの							○	◎	40
42	港湾局	不要な調査項目等に係る契約変更を行うべきもの								◎	41
43	港湾局	調査項目等が変更になった場合に変更金額が算出できるよう契約目途額を積算すべきもの							○	◎	41
44	港湾局	履行確認を適正に行うべきもの								◎	42
45	港湾局	工事内容の変更に当たり契約変更を適正に行うべきもの								◎	42
46	港湾局	あばの補修について速やかに方針を定めるべきもの						○		◎	43
47	港湾局	仮置きケーソン管理業務委託において実施した業務の対価を支払うべきもの				○			○	◎	43
48	港湾局	交通管理者との協議を適時に行って目的に沿った基本設計の成果物を提出させるべきもの								◎	44
49	東京消防庁	遅延違約金の算出を適正に行うべきもの	○						◎	○	44
50	東京消防庁	確認体制を強化・徹底するなどにより、適正な積算を行うべきもの								◎	45
51	交通局	災害時応急手当用医療品の調達を適切に行うべきもの		◎		○			○		45
52	交通局	収入調定金額の確定及び帳票類の取扱いを適正に行うよう指導すべきもの					◎		○		46
53	交通局	寝具類の賃貸借契約を適正に行うとともに、単価契約の事務手続に係る指導を強化すべきもの	◎						○	○	47
54	水道局	「調査カード」に受付日等の記載や根拠書類の添付を適切に行うべきもの							◎	○	48
55	水道局	組織決定を行った上で、工事施工に係る業務を行うべきもの							◎	○	48
56	水道局	緊急性を適切に判断した上で緊急工事を実施すべきもの							◎	○	49
57	水道局	緊急工事に係る事務手続を適正に行うよう指導すべきもの							○	◎	50
58	水道局	フェンス取替工事に係る緊急性を適切に判断するとともに、事務手続を適正に行うべきもの								◎	51
59	水道局	工事の完成予定日を超過する場合には、受付処理経過簿に理由を記録すべきもの							○	◎	52
60	水道局	水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）における完了検査を適正に行うべきもの	◎							○	52
61	水道局	水質検査を行ったことが確認できる書類を求めた上で、完了検査を行うべきもの							◎	○	53
62	水道局	給水管耐震強化工事に係る発注方法について支所に対し指導すべきもの							◎	○	53
63	水道局	突発的な小規模工事に係る発注方法と発注整理簿作成について支所に対し指導すべきもの							◎	○	54
64	水道局	水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）における完了検査を適正に行うべきもの	◎							○	54
65	水道局	契約変更に伴う事務手続を適正に行うべきもの							◎	○	55
66	下水道局	流出解析と実施設計を要する分水人孔であるかを適正に判断すべきもの								◎	56
67	下水道局	前提条件を確認の上で実施設計を発注すべきもの								◎	56
68	下水道局	工事変更マニュアルに定められた手続を適正に行うべきもの								◎	57
69	下水道局	工事の一時中止に伴う基本計画書にある受注者の業務の確認を適切に行うべきもの								◎	57
70	教育庁	受託者に対し適時適切な指導を行えるよう改めるべきもの							◎	○	58
71	教育庁	語学研修における業務委託契約について契約及び支払事務を適正に行うべきもの							◎	○	58
72	教育庁	図書館管理業務委託における履行の確認や受託者の指導・監督等を適切に行うべきもの							◎	○	59

番号	対象局（団体）	事項	措置区分								頁
			1				2				
			ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
73	教育庁	検査を適正に行うべきもの							○	◎	60
【意見・要望事項】											
74	都民安全推進本部	外国人向け交通安全教育動画の有効活用について				◎			○	○	61
75	産業労働局	受託者の事故防止のための対策を講じることについて						◎		○	61
76	水道局	リース契約の事務処理について		○	◎				○		62
令和2年工事監査											
【指摘事項】											
77	オリンピック・パラリンピック準備局	直流電源装置の設計を適切に行うべきもの							◎	○	63
78	オリンピック・パラリンピック準備局	係留施設の施工管理を適正に行うべきもの				◎			○	○	63
79	福祉保健局	設計業務委託料の積算を適正に行うべきもの							◎	○	64
80	産業労働局	補強土壁の排水工の設計を適正に行うべきもの				◎	○		○	○	64
81	港湾局	東京都福祉のまちづくり条例に適合した整備をすべきもの				◎			○	○	65
82	港湾局	舗装構造の設計を適正に行うべきもの							◎	○	65
83	東京消防庁	工事に伴う発生材売却費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	66
84	東京消防庁	建設発生材の運搬費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	66
85	交通局	道床碎石の単価設定を適正に行うべきもの				◎				○	67
86	水道局	透水性舗装の設計を適正に行うべきもの				◎			○	○	67
87	水道局	見積書による単価設定を適正に行うべきもの							◎	○	68
88	下水道局	特殊人孔の設計を適正に行うべきもの				◎			○	○	68
89	下水道局	建設発生土の数量算出を適正に行うべきもの							◎	○	69
90	下水道局	陥没部における作業員の安全対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	○	69
91	下水道局	間接工事費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	70
92	教育庁	耐候性塗料塗りの積算を適正に行うべきもの							◎	○	71
93	教育庁	道路使用許可について受託者を適切に指導・監督すべきもの						◎	○	○	71
【意見・要望事項】											
94	港湾局	排水機場及び護岸等設計における構造細目準拠基準等について				◎				○	72
95	交通局	バス停留所管理等に係る単価請負工事の単価設定について						◎		○	72

(表5) 措置通知一覧 (指摘区分別)

番号	対象局 (団体)	監査種別	事項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
【都税】												
17	主税局	2定例	隣接する二筆以上の土地を同一画地として認定すべきもの	◎							○	26
18	主税局	2定例	隣接する二筆以上の土地を同一画地として認定すべきでないもの	◎							○	27
19	主税局	2定例	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	◎							○	27
20	主税局	2定例	画地及び土地の用途の認定を適正に行うべきもの	◎							○	28
21	主税局	2定例	固定資産税 (償却資産) の課税を適正に行うべきもの	◎							○	28
【歳入 (その他)】												
49	東京消防庁	2定例	遅延違約金の算出を適正に行うべきもの	○				◎			○	44
52	交通局	2定例	収入調定金額の確定及び帳票類の取扱いを適正に行うよう指導すべきもの				◎				○	46
【契約 (仕様・積算)】												
24	生活文化局	2定例	美術館等の開館時間延長に関する調査委託契約に係る積算を適切に行うべきもの								◎	30
29	産業労働局	2定例	利用実績月数に応じたサービス利用料を適切に支払うべきもの								◎	32
32	中央卸売市場	2定例	警備委託契約の仕様書の作成を適切に行うべきもの					◎				35
38	建設局	2定例	看板実態調査委託を適切に行うため仕様内容の見直しを検討し進行管理を行うべきもの					◎				38
41	港湾局	2定例	調査対象とする建築物を精査すべきもの							○	◎	40
43	港湾局	2定例	調査項目等が変更になった場合に変更金額が算出できるよう契約目途額を積算すべきもの							○	◎	41
50	東京消防庁	2定例	確認体制を強化・徹底するなどにより、適正な積算を行うべきもの								◎	45
70	教育庁	2定例	受託者に対し適時適切な指導を行えるよう改めるべきもの					◎			○	58
75	産業労働局	2定例	受託者の事故防止のための対策を講じることについて					◎			○	61
【契約 (履行確認)】												
30	中央卸売市場	2定例	立哨警備等における履行確認等を適切に行うべきもの				○			○	◎	33
31	中央卸売市場	2定例	現場マニュアルの作成に係る履行確認を適切に行うべきもの							◎	○	34
37	建設局	2定例	委託契約に係る報告書等の確認を適切に行い支払事務を適正に行うべきもの							◎	○	37
44	港湾局	2定例	履行確認を適正に行うべきもの								◎	42
53	交通局	2定例	寝具類の賃貸借契約を適正に行うとともに、単価契約の事務手続に係る指導を強化すべきもの	◎						○	○	47
60	水道局	2定例	水道緊急工事請負単価契約 (維持補修工事) における完了検査を適正に行うべきもの	◎							○	52
61	水道局	2定例	水質検査を行ったことが確認できる書類を求めた上で、完了検査を行うべきもの							◎	○	53
64	水道局	2定例	水道緊急工事請負単価契約 (漏水修理工事) における完了検査を適正に行うべきもの	◎							○	54
72	教育庁	2定例	図書館管理業務委託における履行の確認や受託者の指導・監督等を適切に行うべきもの							◎	○	59
73	教育庁	2定例	検査を適正に行うべきもの							○	◎	60

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁	
				1				2					
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
【契約（その他）】													
14	戦略政策情報推進本部	2定例	企画提案方式による契約に基づく事業を適正に実施すべきもの								◎	25	
15	総務局	2定例	契約変更手続を書面により適切に行うべきもの							◎	○	25	
16	財務局	2定例	工事実施に当たり、予算執行科目の適用、契約手続、積算情報管理などを適切に行うべきもの							◎		26	
22	主税局	2定例	地籍図マイラーの加筆修正等委託に係る事務処理を適正に行うべきもの								◎	29	
25	オリンピック・パラリンピック準備局	2定例	産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの								◎	30	
27	福祉保健局	2定例	長期継続契約によりパーソナルコンピュータのリース契約を適切に行うべきもの							◎	○	31	
28	産業労働局	2定例	業務委託に係る契約変更手続を適切に行うべきもの								◎	32	
33	中央卸売市場	2定例	調査業務委託において予定価格を踏まえ契約事務を適正に行うべきもの							◎	○	35	
35	建設局	2定例	単価契約において施工に必要な工種を確認し適正に工事の指示を行うべきもの							○	◎	36	
36	建設局	2定例	単価契約において指示書等の作成を適正に行うべきもの								◎	37	
40	建設局	2定例	道路巡回点検結果において発見された異常について適切に対応する仕組みを構築すべきもの				◎			○	○	40	
42	港湾局	2定例	不要な調査項目等に係る契約変更を行うべきもの								◎	41	
45	港湾局	2定例	工事内容の変更に当たり契約変更を適正に行うべきもの								◎	42	
46	港湾局	2定例	あばの補修について速やかに方針を定めるべきもの							○	◎	43	
47	港湾局	2定例	仮置きケーソン管理業務委託において実施した業務の対価を支払うべきもの				○			○	◎	43	
48	港湾局	2定例	交通管理者との協議を適時に行って目的に沿った基本設計の成果物を提出させるべきもの								◎	44	
51	交通局	2定例	災害時応急手当用医療品の調達を適切に行うべきもの	◎			○			○		45	
54	水道局	2定例	「調査カード」に受付日等の記載や根拠書類の添付を適切に行うべきもの								◎	48	
55	水道局	2定例	組織決定を行った上で、工事施工に係る業務を行うべきもの								◎	48	
56	水道局	2定例	緊急性を適切に判断した上で緊急工事を実施すべきもの								◎	49	
57	水道局	2定例	緊急工事に係る事務手続を適正に行うよう指導すべきもの								○	◎	50
58	水道局	2定例	フェンス取替工事に係る緊急性を適切に判断するとともに、事務手続を適正に行うべきもの									◎	51
59	水道局	2定例	工事の完成予定日を超過する場合には、受付処理経過簿に理由を記録すべきもの								○	◎	52
62	水道局	2定例	給水管耐震強化工事に係る発注方法について支所に対し指導すべきもの								◎	○	53
63	水道局	2定例	突発的な小規模工事に係る発注方法と発注整理簿作成について支所に対し指導すべきもの								◎	○	54
65	水道局	2定例	契約変更に伴う事務手続を適正に行うべきもの								◎	○	55
66	下水道局	2定例	流出解析と実施設計を要する分水人孔であるかを適正に判断すべきもの									◎	56
67	下水道局	2定例	前提条件を確認の上で実施設計を発注すべきもの									◎	56
68	下水道局	2定例	工事変更マニュアルに定められた手続を適正に行うべきもの									◎	57
69	下水道局	2定例	工事の一時中止に伴う基本計画書にある受注者の業務の確認を適切に行うべきもの									◎	57

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁	
				1				2					
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ		
71	教育庁	2定例	語学研修における業務委託契約について契約及び支払事務を適正に行うべきもの							◎	○	58	
【会計処理（歳出・支出）】													
2	下水道局	29公決	建設仮勘定に計上する理由を明らかにすべきもの			○	◎				○	○	18
【補助金等】													
5	福祉保健局 （社会福祉法人栄光会）	1財援	補助金を返還すべきもの	◎								○	21
6	福祉保健局 （社会福祉法人貴静会）	1財援	補助金を返還すべきもの	◎								○	21
7	福祉保健局 （社会福祉法人童愛会）	1財援	補助金を返還すべきもの	◎							○	○	22
8	福祉保健局 （社会福祉法人友和会）	1財援	補助金を返還すべきもの	◎								○	22
9	福祉保健局 （社会福祉法人龍美）	1財援	補助金を返還すべきもの	◎								○	22
10	福祉保健局 （社会福祉法人流山中央福祉会）	1財援	補助金を返還すべきもの	◎							○	○	23
11	福祉保健局 （社会福祉法人高砂福祉会）	1財援	補助金を返還すべきもの	◎							○	○	23
12	福祉保健局	1財援	消費税に係る補助金返還の事務手を適正に行うべきもの	◎							○		24
13	福祉保健局	1財援	法人に対し補助事業に係る契約手続の取扱いを適正に行うよう指導すべきもの								◎		24
【財産管理】													
1	建設局	24行政	処分等に向け土地を適切に管理した上で速やかに財務局へ引き継ぐべきもの			◎					○		17
76	水道局	2定例	リース契約の事務処理について			○	◎				○		62
【システム】													
23	生活文化局	2定例	「東京動画」サイバーセキュリティ実施手順の見直しを行うとともに、実施手順に定めた事項を遵守すべきもの							◎			29
【設計】													
77	オリンピック・パラリンピック準備局	2工事	直流電源装置の設計を適切に行うべきもの								◎	○	63
80	産業労働局	2工事	補強土壁の排水工の設計を適正に行うべきもの					◎	○		○	○	64
81	港湾局	2工事	東京都福祉のまちづくり条例に適合した整備をすべきもの					◎			○	○	65
82	港湾局	2工事	舗装構造の設計を適正に行うべきもの								◎	○	65
86	水道局	2工事	透水性舗装の設計を適正に行うべきもの					◎			○	○	67
88	下水道局	2工事	特殊人孔の設計を適正に行うべきもの					◎			○	○	68
94	港湾局	2工事	排水機場及び護岸等設計における構造細目準拠基準等について					◎			○		72
【積算（単価設定）】													
83	東京消防庁	2工事	工事に伴う発生材売却費の積算を適正に行うべきもの								◎	○	66
84	東京消防庁	2工事	建設発生材の運搬費の積算を適正に行うべきもの								◎	○	66
85	交通局	2工事	道床砕石の単価設定を適正に行うべきもの					◎			○		67
87	水道局	2工事	見積書による単価設定を適正に行うべきもの								◎	○	68

番号	対象局（団体）	監査種別	事項	措置区分								頁
				1				2				
				ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ	
92	教育庁	2工事	耐候性塗料塗りの積算を適正に行うべきもの							◎	○	71
95	交通局	2工事	バス停留所管理等に係る単価請負工事の単価設定について							◎	○	72
【積算（数量算出）】												
89	下水道局	2工事	建設発生土の数量算出を適正に行うべきもの							◎	○	69
【施工】												
78	オリンピック・パラリンピック準備局	2工事	係留施設の施工管理を適正に行うべきもの				◎			○	○	63
90	下水道局	2工事	陥没部における作業員の安全対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの							◎	○	69
93	教育庁	2工事	道路使用許可について受託者を適切に指導・監督すべきもの							◎	○	71
【その他】												
3	教育庁 （公益財団法人東京都スポーツ文化事業団）	30行政	利用者ニーズの研究・分析及び業務への反映について				◎			○		19
4	下水道局	1定例	排水機所の設備更新に係る方針を速やかに検討すべきもの	◎								20
26	都市整備局	2定例	基本協定に再委託に関する条項を適切に定めるべきもの							◎	○	31
34	中央卸売市場	2定例	公務災害に伴う休業補償金等の精算処理を速やかに行うべきもの			◎				○		36
39	建設局	2定例	産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る委託の事務処理を適正に行うべきもの							◎	○	39
74	都民安全推進本部	2定例	外国人向け交通安全教育動画の有効活用について				◎			○	○	61
79	福祉保健局	2工事	設計業務委託料の積算を適正に行うべきもの							◎	○	64
91	下水道局	2工事	間接工事費の積算を適正に行うべきもの							◎	○	70

〔平成24年行政監査（土地及び建物の運用・管理について）〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
1	建設局	処分等に向け土地を適切に管理した上で速やかに財務局へ引き継ぐべきもの	<p>建設局が所有している日本橋川河川敷地（所在地：中央区新川1丁目、面積：66.34㎡、台帳価格：679万1,420円）は、平成20年7月に河川としての公用及び用途を廃止し、普通財産となったものである。</p> <p>ところで、その管理状況について見たところ、当該敷地は柵で囲われ、鍵付の門扉を備えているものの、鍵はかけておらず門を自由に開閉できる状態にあることから、当該敷地に面する護岸の一部を占用し、船を係留している第三者が当該敷地を通路として使用している。</p> <p>このため、当該敷地は、更地の状態で、購入希望者があるにもかかわらず、売却に向けた財務局への引継ぎができない状態にあり適切でない。</p> <p>局は、処分等に向け、土地を適切に管理した上で速やかに財務局へ引き継がれたい。</p>	<p>当該地は、河川区域の管理用通路部確保及び工事資材置場としての必要性等があることから、自局で活用する方針とし、令和3年1月28日に、行政財産に分類替えを実施した。今後は局が適切に管理していく。【1-イ】</p> <p>当該地は工事資材置場として使用しており、平成26年2月にフェンスを設置して以来、閉鎖管理している。また、令和2年度においては、河川部が現地確認を実施したほか、令和2年8月1日から第一建設事務所に使用を承認し、所が管理を行っている。</p> <p>【2-ウ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎					○	

〔平成29年度公営企業各会計決算審査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
2	下水道局	建設仮勘定に計上する理由を明らかにすべきもの	<p>下水道施設の構築には長期間を要するため、局は、平成29年度末において、5,214件5,245億8,452万2,722円の固定資産を建設仮勘定として計上している。このうち、昭和50年度から平成12年度までに取得したものの引き続き建設仮勘定に計上している資産201件について、稼働状況や稼働予定の調査を行っているとしている。</p> <p>ところで、昭和50年度以降、長期間建設仮勘定に計上されている固定資産を中心に70件を抽出して見たところ、9件について、建設仮勘定に計上している理由が明らかでないため、計上が適正であるか判断できない。</p> <p>局は、建設仮勘定に計上する理由を明らかにし、それに基づき経理を行われない。</p>	<p>指摘に係る9件の建設仮勘定について計上理由を確認し、平成30年度決算において、8件を稼働資産に振り替え、1件を除却した。【1-ウ】</p> <p>建設仮勘定に計上されている資産について、計上理由の精査を行い、的確な資産計上を行うことで、改善を図った。【1-イ】</p> <p>固定資産システムの改修やマニュアルの見直しを行い、適切に管理するための体制を構築し、局内に周知することで、再発防止を図った。【2-ウ、2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						○	◎				○	○

【平成30年行政監査（公の施設の指定管理について）】

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要		
	措置区分					
3	教育庁 (公益財団法人東京都スポーツ文化事業団)	利用者ニーズの研究・分析及び業務への反映について	<p>東京都立埋蔵文化財調査センター（以下「センター」という。）は、埋蔵文化財（出土品を含む。）の保存と活用を図り、都民の文化向上に資することを目的として、設置されている。</p> <p>また、センターの指定管理者については、公益財団法人東京都スポーツ文化事業団が選定されている。</p> <p>ところで、指定管理者は、利用者の満足度等を把握するため、アンケートを実施し、今後の事業展開のためのデータ分析を行っているが、次の事実が認められた。</p> <p>① 最寄り駅からセンターまでの経路の案内について、経路が分かりにくいとの意見が継続的にある。</p> <p>② センターは土曜日、日曜日及び祝日も原則として開館しているが、体験教室等のイベントが設定されている日以外の休日は、利用者の要望のある展示案内等の対応を行う学芸研究員が配置されていない。</p> <p>③ 休日等の開催増の要望が多いイベントは、人員体制の面から困難であるとして開催を増やしていない。</p> <p>④ 特別収蔵品が見たいという利用者ニーズや、価値が高い収蔵品があるが、収蔵品リストや画像をホームページなどで公開していない。</p> <p>指定管理者は、利用者ニーズのより一層の研究・分析を行い、的確に業務へ反映させることが望まれる。</p>	<p>① 最寄り駅からの詳細経路を写真入りで作成し、ホームページに掲載した。また京王多摩センター駅構内の案内板に「縄文の村」のみが表示されているため、京王電鉄株式会社と協議し「東京都立埋蔵文化財調査センター」を令和元年10月に追記した。さらに多摩市が新設する多摩センター駅東側交差点ほか4か所の案内板に「東京都立埋蔵文化財調査センター」の表示を行うサイン工事を施工し、令和3年2月25日に完了した。【1-E】</p> <p>② 平成31年度から学芸研究員による展示解説を拡充し、夏休みや休日に実施日を設け充実を図った。</p> <p>また、新年度に先がけて平成31年3月21日（祝）に企画展示リニューアルに伴うギャラリートークを実施する旨、広報東京都3月号及び財団ホームページに掲載しPRを行った。このギャラリートークを平成31年3月21日（祝）及び令和元年6月16日（日）に開催した。</p> <p>【1-E】</p> <p>③ 平成31年度企画事業では、応募者の多い「土器作り教室」や「土偶作り教室」の定員を増加させたほか、要望が多く寄せられている低年齢向けの行事を新設した。</p> <p>平成31年3月8日に教育庁へ事業計画書を提出した上で必ず実施する事業として財団ホームページに掲載した。【1-E】</p> <p>④ 「埋蔵文化財特別展」を開催して特別収蔵品などの公開を行うほか、ホームページに土偶「多摩ニュータウンのヴィーナス」や「No. 72 遺跡出土の土面」に加え、常設展示の画像を追加掲載し、実物を見学に来ていただけるよう内容の充実を図った。【1-E】</p> <p>平成31年度事業については、平成31年3月8日に次年度の事業計画書を教育庁へ提出し、必ず実施する事業として教育庁へプレゼンテーションを行い、財団ホームページにも掲載した。</p> <p>次年度も同様に実施していくこととする。【2-U】</p>		
					1	2
					アイウエ	アイウエ
	◎		○			

〔令和元年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
4	下水道局	排水機所の設備更新に係る方針を速やかに検討すべきもの	<p>西部第二下水道事務所は、「板橋区大谷口北町排水機所、小茂根二丁目排水機所ポンプ設備更新に関する調査設計」を実施している。調査の結果、両排水機所は設備の更新が必要な状態となっている。</p> <p>ところで、計画調整部及び建設部は、向原幹線流域の浸水被害に対応するため、第二向原幹線を整備することとしているが、その整備時期は決まっていない。</p> <p>第二向原幹線の整備に伴う向原幹線流域の整備手順は、次のとおりである。</p> <p>① 第二向原幹線の構築・流域整備を行う。</p> <p>② 向原幹線流域について雨水排除能力を増強（以下「75%対応」という。）する。</p> <p>③ 向原幹線の余力に応じて各排水機所の流域の一部または全部を向原幹線に切替える。</p> <p>この場合、①から②までには着手から少なくとも10年を要し、その後③各排水機所の流域の変更や廃止を行うこととなる。</p> <p>このことは、長期間、両排水機所の流域を定めることができず、必要なポンプ設備の能力を判断できないために設備更新ができないまとなり、いずれは両排水機所の機能の維持が極めて困難になることを意味する。</p> <p>以上のことから、建設部は、少なくとも向原幹線流域の75%対応の整備のスケジュール等を検討し、両排水機所の流域を確定できる時期を見定めた上で、機能の維持に必要な設備の更新内容等を検討すべきであるが、部はこれをしておらず、適切でない。</p> <p>向原幹線流域の現況において、両排水機所の雨水の排水機能は浸水被害防止に必須の施設であることから、部は排水機所のポンプ設備の更新時期や当面の対応について、速やかに検討されたい。</p>	<p>建設部及び所管事務所は、向原幹線流域及び排水機所の整備計画等を具体的に検討するため、第二向原幹線流域における施工内容等の調査を令和元年7月から令和2年7月に実施した。</p> <p>調査で検討した第二向原幹線の整備スケジュール等を踏まえ、排水機所の設備更新時期等について整理を行い、維持管理部署と協議した上で、令和4年度から令和6年度に両排水機所の設備更新を行うこととした。【1-1】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						◎						

〔令和元年財政援助団体等監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
5	福祉保健局 (社会福祉 法人栄光 会)	補助金を返 還すべきも の	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人栄光会が設置する栄光平山台保育園、栄光保育園及び栄光豊田駅前保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、延長保育事業において人数算定を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分の栄光平山台保育園で35万4,000円、栄光保育園で46万2,000円、栄光豊田駅前保育園で9万6,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金について、令和2年3月26日及び令和3年2月16日付けで法人から返還を受けた。(栄光平山台保育園35万4,000円、栄光保育園46万2,000円、栄光豊田駅前保育園9万6,000円) 【1-ア】</p> <p>例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
6	福祉保健局 (社会福祉 法人貴静 会)	補助金を返 還すべきも の	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人貴静会が設置するもりのおがわ保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、アレルギー児対応において記帳誤りによって補助対象となる児童数の過大計上を行ったことなどにより、また、保育所地域子育て支援推進加算のうち、出産を迎える親の体験学習において、記帳誤りによって補助対象となる参加人数の過大計上を行ったことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で88万1,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金88万1,000円について、令和2年3月23日及び令和3年2月25日付けで法人から返還を受けた。 【1-ア】</p> <p>例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
7	福祉保健局 (社会福祉 法人童愛 会)	補助金を返 還すべきも の	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人童愛会が設置する立川たんぼぼ保育園及び江の島保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、アレルギー児対応において、行事食における単発的な除去対応のみの児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分の立川たんぼぼ保育園で20万3,000円、江の島保育園で30万1,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金について、令和2年3月23日、同月24日及び令和3年2月15日付けで法人から返還を受けた。(立川たんぼぼ保育園20万3,000円、江の島保育園30万1,000円)【1-ア】</p> <p>施設が保育サービス推進事業を運用する際に主として参照する「加算項目説明資料」に、行事食における除去対応についての説明を追加するなど、施設がよりわかりやすくなるように改善した。【2-ウ】</p> <p>施設が根拠資料等を管理・作成する際の使用を推奨している参考様式について、加算対象を明確にするなどの改善を行い、令和2年2月3日に各団体に配布した。【2-ウ】</p> <p>例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいうように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎						○	○
8	福祉保健局 (社会福祉 法人友和 会)	補助金を返 還すべきも の	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人友和会が設置するかえで保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、年末年始保育において、開所要件の日数を満たさなかったことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で1万3,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金1万3,000円について、令和3年2月17日付けで法人から返還を受けた。</p> <p>【1-ア】</p> <p>例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいうように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
9	福祉保健局 (社会福祉 法人龍美)	補助金を返 還すべきも の	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人龍美が設置する南つくし野保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、外国人児童受入れにおいて対象者の人数算定を誤ったことなどにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で1万5,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金1万5,000円について、令和2年3月24日及び令和3年2月17日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】</p> <p>例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいうように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
10	福祉保健局 (社会福祉 法人流山中 央福祉会)	補助金を返 還すべきも の	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人流山中央福祉会が設置する田端聖華保育園で、特別保育事業等推進加算のうち、アレルギー児対応において、除去対応の記録がない児童を加算対象としていたことにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため平成29年度分で13万2,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金13万2,000円について、令和2年3月24日及び令和3年2月17日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】</p> <p>施設が根拠資料等を管理・作成する際の使用を推奨している参考様式について、除去対応の記録が必要である旨を追記するなどの改良を行い、令和2年2月3日に各団体に配布した。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎						○	○
11	福祉保健局 (社会福祉 法人高砂福 祉会)	補助金を返 還すべきも の	<p>局は、社会福祉法人等に対して、東京都保育サービス推進事業補助金を算定し交付している。</p> <p>社会福祉法人高砂福祉会が設置する江東湾岸サテライトナーサリースクールで、特別保育事業等推進加算のうち、外国人児童受入れにおいて言語等の特別な対応を行っていない児童を加算対象としていたことなどにより、実績額に誤りが認められた。</p> <p>このため、平成29年度分で48万9,000円が過大に交付されている。</p> <p>法人は、実績報告を適切に行うとともに、過大に交付された補助金を返還されたい。</p> <p>局は、法人に対し補助金の返還を求められたい。</p>	<p>過大に交付した補助金48万9,000円について、令和2年3月27日及び令和3年3月19日付けで法人から返還を受けた。【1-ア】</p> <p>施設が根拠資料等を管理・作成する際の使用を推奨している参考様式について、外国人児童に対する特別な対応の具体例を追記するなどの改良を行い、令和2年2月3日に各団体に配布した。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>例年、翌年度新規開設施設を対象としていた当該補助金の概要及び申請方法の説明会について、令和元年度は既存施設にも対象を拡充し、令和2年1月28日に開催した。その中で、誤りやすい点について記載した「各加算項目説明資料」や、施設が根拠資料等を管理・作成しやすいように作成した参考様式について紹介を行い、申請の誤りがないよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎						○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
12	福祉保健局	消費税に係る補助金返還の事務手続を適正に行うべきもの	<p>局は、救命救急センターの整備及び運営事業に関する補助金を交付しており、消費税については、課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生ずるが、生産、流通、販売といった取引の各段階で課税の累積を排除するよう、確定申告の際に課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除する仕組みとなっている。</p> <p>補助金交付要綱において補助事業者は、補助事業完了後に消費税の確定申告により、補助金に係る消費税の仕入控除税額が確定した場合は速やかに知事に報告し、仕入控除税額にかかわる要補助金返還相当額が発生している場合、局は、補助事業者に対して返還を命じなければならない。</p> <p>しかしながら、局は、補助事業者から平成29年度分の返還相当額の報告を受けているにもかかわらず、いまだ補助事業者に返還を命じていない。</p> <p>また、消費税の確定申告は、通常、法人の事業年度終了の翌日から2か月以内に行うこととされているが、監査日（令和元年9月17日）現在、平成30年度分の返還相当額について法人から報告がない。こうした状況にもかかわらず、局は、法人に対して報告書の提出を求めているため返還手続の処理も行っていない。</p> <p>局は、消費税に係る補助金返還の事務手続を適正に行われたい。</p>	<p>平成30年度分の消費税仕入控除税額等報告については、令和元年10月1日付けで補助事業者に対して通知し報告を求めた。【1-ア】</p> <p>補助事業者に対して平成29年度及び平成30年度の消費税仕入控除税額に係る補助金の返還を令和2年8月17日付返還命令により通知し、令和2年11月30日までに法人から返還を受けた。【1-ア】</p> <p>消費税に係る補助金返還の事務手続を適正に行うためにスケジュールを見直し、医療政策部内に周知した。【2-ウ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎						○	
13	福祉保健局	法人に対し補助事業に係る契約手続の取扱いを適正に行うよう指導すべきもの	<p>局は、団体に対し、受注促進・工賃向上設備整備費補助事業補助金交付要綱を定め、設備を導入した場合の経費の一部を補助している。</p> <p>要綱によれば本補助事業に係る契約は、施設整備費補助に係る障害者施設等工事請負契約手続基準（福祉保健局障害者施策推進部、平成26年10月1日施行。）に基づき、一般競争入札に付するなどが行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないとされ、入札等の方法の詳細については施設整備に係る契約マニュアルに規定されている。なお、東京都契約事務規則第13条及び第33条の規定によれば、競争入札及び随意契約による場合は予定価格を定めなければならないとしている。</p> <p>ところで、契約手続について見たところ、法人は物品購入契約に際し予定価格を設定せずに見積書を2者から徴し安価である業者と契約しているが、局はその状況を是正するよう指導していないことが認められた。</p> <p>局は、法人に対し補助事業に係る契約手続の取扱いを適正に行うよう指導されたい。</p>	<p>契約手続が適正に行われるよう、令和2年4月1日付けでマニュアルの一部を改正した。【2-ウ】</p> <p>令和3年1月5日に、本補助金の補助予定事業者に対してマニュアルを配布し、補助事業に係る適正な契約手続の取扱いについて周知を徹底した。【2-ウ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	

〔令和2年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要		
	措置区分					
14	戦略政策情報推進本部	企画提案方式による契約に基づく事業を適正に実施すべきもの	<p>戦略事業部は、オフピーク通勤やプラスチックごみ削減等の行動に対してデジタル通貨を発行するモデル事業を行うために、企画提案方式により委託契約を締結している。</p> <p>企画提案方式とは、高度な知識や創造性が要求される業務等について、公募により事業者から提案を受け、最も適した手段・手法等を提示した事業者を選定する契約手続である。このため、原則として契約変更は認められず、企画提案書に記載がない事項については、受託者と協議し、その内容を文書化する等の処理が必要である。しかしながら、本契約を見たところ、次の状況が認められた。</p> <p>① 企画提案書で予定されていたイベントやグッズ配布等が実施されておらず、また、実施しないことについて、受託者との協議過程が不明である。</p> <p>② デジタル通貨の付与総額や付与率を企画提案内容から変更することについて、受託者との協議過程や変更理由が不明確である。</p> <p>部は、企画提案方式による契約に基づく事業について、企画提案内容を基本とし、やむを得ずその内容を変更する場合等は、協議過程を文書等で明確にすることにより、適正に実施されたい。</p>	<p>令和3年2月5日に緊急の経理担当者会を開催し、監査結果を周知し、再発防止について注意喚起を行った。併せて「企画提案方式」活用の手引（財務局平成30年11月発行）を本部内で共有し、事業者の企画提案内容を基本に事業を実施する必要があること、やむを得ずその内容を変更する場合等は、協議過程を文書等で明確にすることなど、事務を適正に処理するよう周知徹底を図った。【2-エ】</p>		
					1	2
					アイウエ	アイウエ
						◎
15	総務局	契約変更手続を書面により適切に行うべきもの	<p>人権部は、「ヒューマンライツ・フェスタ東京2019」（以下「フェスタ」という。）の実施に係る運營業務等を委託している。</p> <p>本契約書約款第12条第1項では、「委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は履行を一時中止させることができる。」とされ、同条第2項には、「前項の規定により契約金額を変更するときは、委託者と受託者が協議して定める。」としている。</p> <p>しかし、フェスタ会場内に設営する予定であった事前申込制の託児室について、申込者がいなかったため、託児室は設営されなかったにもかかわらず、書面による契約変更等を行っていないことが認められた。</p> <p>部は、契約手続を適切に行われたい。</p>	<p>事業所管部は、令和3年2月1日付事務連絡「契約変更手続等に当たって」を部内に発出し、仕様書記載の実施内容に変更が生じた場合には、協議書等にて双方の合意を確認することを徹底するとともに、部内で本件指摘内容を共有し、類似の事業等を行う際には、適切に契約手続を行うよう、周知徹底を図った。【2-イ】</p> <p>また、局は、今回の監査指摘事例について、各部等の契約事務担当者等宛てに周知するとともに、契約内容に変更（軽微な変更も含む。）が生じた場合には、協議書等にて受託者との合意を図るなど、書面にて行うことを徹底した。【2-エ】</p>		
					1	2
					アイウエ	アイウエ
						◎ ○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
16	財務局	工事实施に 当たり、予 算執行科目 の適用、契 約手続、積 算情報管理 などを適切 に行うべき もの	<p>建築保全部は、都議会議事堂内の談話室と隣接する別の談話室との間の壁面について、壁面破損の修繕が必要であるとして特命随意契約を締結し修繕を行っている。修繕前後の写真を見ると、修繕前には無かった扉が、修繕後に新たに設置されており、この扉部材は、別途契約により買入れを行ったものであるとしている。</p> <p>これらの契約に係る関係書類を見たところ、次のとおり適切でない点が認められた。</p> <p>① 予算執行科目について、修繕の契約及び扉の買入れの契約ともに一般需用費として執行している。しかしながら、東京都予算事務規則によれば、修繕の契約においては工事請負費によるべきであり、扉の買入れは、原材料費によるべきである。</p> <p>② 修繕の契約において、修繕前の写真を見たところ、クロス下で起こっていたという壁面破損の状況が分かりにくかったことから、緊急性等が明確に分かるよう、写真や報告書による記録を残しておくべきである。</p> <p>また、修繕の対象としている壁面には不可視部分があるため、補修の程度や範囲等について、特命随意契約であっても、仕様書に明記すべきである。</p> <p>③ 修繕の契約に係る積算情報について、開封印及び開封日が記録されていない箇所があることから、厳格な情報管理のため封かん状況を適切に記録しておくべきである。</p> <p>局は、工事实施に当たり、予算執行科目の適用、契約手続、積算情報管理などを適切に行われたい。</p>	<p>建築保全部では、本件指摘事項を踏まえ、再発防止への取組として、事務改善に係る留意事項を記載（以下①～③）した事務連絡（令和2年12月）を作成した。事務連絡は、部内担当者間で情報共有するとともに、令和2年12月21日開催の部課長会で、本件指摘事項、正しい取扱い等を報告し、各所管事務との振り返り及び再発防止の徹底を図った。【2-ウ】</p> <p>① 予算執行科目については、「東京都における節の経費内容」等により都度適切な区分を確認すること、工事材料品を修繕・工事契約とは別の契約で購入し、契約の相手方に支給する場合は、「特別整理を要する材料品」として物品管理を要すること。</p> <p>② 修繕についても、破損や故障の状況、修繕の内容が分かるよう、写真や記録を克明に残すこと、特命随意契約の場合も、競争による契約と同様、修繕又は工事の施工内容について、仕様書に明記すること。</p> <p>③ 厳格管理情報の封印記録を適切に行うこと。</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	
17	主税局	隣接する二 筆以上の土 地を同一画 地として認 定すべきもの	<p>文京都税事務所は、駐車場として一体的に利用していると認められる4筆を、同一画地と認定していないことは適正でない。</p> <p>この結果、固定資産税等が、93万200円（法に基づき更正できる期間（平成27年度以降）の固定資産税等の合算額）不足している。</p> <p>所は、同一画地の認定を適正に行われたい。</p>	<p>文京都税事務所は利用状況を確認の上、4筆を同一画地と認定した。地方税法第417条第1項に基づき、平成27年度以降分について令和2年4月30日に固定資産課税台帳の価格修正、同年5月8日に賦課決定を行った。課税不足分は令和2年5月21日までに全額納付済みである。</p> <p>【1-ア】</p> <p>資産税部は、全体課長代理会議（令和2年5月19日）及び事務指導（同年7月8日から同月22日まで）において案件の周知及び注意喚起を行って再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
18	主税局	隣接する二筆以上の土地を同一画地として認定すべきでないもの	<p>足立都税事務所は、複数の住宅と有料駐車場の混在であり、一体的に利用しているとは認められない3筆を、同一画地と認定していることは適正でない。</p> <p>この結果、固定資産税等が、48万4,900円（法に基づき更正できる期間（平成27年度以降）の固定資産税等の合算額）超過している。</p> <p>所は、同一画地の認定を適正に行われたい。</p>	<p>足立都税事務所は利用状況を確認の上、3筆を単筆評価とした。地方税法第417条第1項に基づき、平成27年度以降分について令和2年4月30日に固定資産課税台帳の価格修正、同年5月8日に賦課決定を行った。課税超過分は令和3年1月7日までに全額還付済みである。【1-ア】</p> <p>資産税部は、全体課長代理会議（令和2年5月19日）及び事務指導（同年7月8日から同月22日まで）において案件の周知及び注意喚起を行って再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
19	主税局	土地の用途の認定を適正に行うべきもの	<p>杉並及び葛飾都税事務所における土地の用途の認定について確認したところ、次のア及びイのとおり適正でないものが認められた。</p> <p>① 杉並都税事務所は、区道を除いた土地を共同住宅及び共同住宅居住者の駐車場として利用されているとし、小規模住宅用地と認定している。</p> <p>しかしながら、現地確認及び所において土地所有者への確認を行ったところ、当該駐車場の一部は、共同住宅居住者以外に貸し出されていることが判明した。</p> <p>このことから所は、共同住宅居住者以外に貸し出されている駐車場部分を住宅用地と認定していることは、適正でない。</p> <p>この結果、固定資産税等が、119万6,700円（法に基づき更正できる期間（平成27年度以降）の固定資産税等の合算額）不足している。</p> <p>② 葛飾都税事務所が鉄軌道のみ利用されているとして、単体利用鉄軌道用地と認定している鉄道高架下の土地について、現地を確認したところ、その土地（638.33㎡）は、平成29年4月から保育所が開設され、鉄軌道のみならず、複合的に利用されていることが認められた。このことから、単体利用鉄軌道用地と認定していることは適正でない。</p> <p>この結果、固定資産税等が、60万2,400円（法に基づき更正できる期間（平成30年度以降）の固定資産税等の合算額）不足している。</p> <p>両所は、土地の用途の認定を適正に行われたい。</p>	<p>杉並及び葛飾都税事務所は利用状況を確認の上、用途の認定を見直した。地方税法第417条第1項に基づき、杉並都税事務所は平成27年度以降分について、葛飾都税事務所は平成30年度以降分について令和2年4月30日までに固定資産課税台帳の価格修正、同年5月8日までに賦課決定を行った。課税不足分は令和2年5月15日までに全額納付済みである。【1-ア】</p> <p>資産税部は、全体課長代理会議（令和2年5月19日）及び事務指導（同年7月8日から同月22日まで）において案件の周知及び注意喚起を行って再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
20	主税局	画地及び土地の用途の認定を適正に行うべきもの	<p>杉並都税事務所は、筆Bと筆Cを有料駐車場の敷地として同一画地の認定を行うとともに、全てを非住宅用地と認定している。また、筆Aを併用住宅の敷地として全てを小規模住宅用地と認定している。</p> <p>しかしながら、現地確認及び所において土地所有者への確認を行ったところ、以下のとおり適正でない状況が認められた。</p> <p>① 筆A、筆B及び筆Cは、併用住宅、併用住宅居住者用の駐車場及び有料駐車場が所在し、その形状や利用状況等から併用住宅の敷地として同一画地の評価にすべきところ、筆Aを除いた筆Bと筆Cのみを同一画地と認定している。</p> <p>② 筆Aには、併用住宅の敷地の一部、併用住宅居住者用の駐車場及び有料駐車場が所在しているが、筆Aの全てを小規模住宅用地として認定している。</p> <p>③ 筆Bには、併用住宅の敷地の一部、併用住宅居住者用の駐車場及び有料駐車場が所在しているが、筆Bの全てを非住宅用地として認定している。</p> <p>④ 筆Cには、併用住宅居住者用の駐車場及び有料駐車場が所在しているが、筆Cの全てを非住宅用地として認定している。</p> <p>この結果、固定資産税等が、318万5,600円（法に基づき更正できる期間（平成27年度以降）の固定資産税等の合算額）超過している。</p> <p>所は、土地の用途及び画地の認定を適正に行われたい。</p>	<p>杉並都税事務所は利用状況を確認の上、画地及び用途の認定を見直した。地方税法第417条第1項に基づき、平成27年度以降分について令和2年4月30日に固定資産課税台帳の価格修正、同年5月8日に賦課決定を行った。課税超過分は令和2年6月26日までに全額還付済みである。</p> <p>【1-ア】 資産税部は、全体課長代理会議（令和2年5月19日）及び事務指導（同年7月8日から同月22日まで）において案件の周知及び注意喚起を行って再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○
21	主税局	固定資産税（償却資産）の課税を適正に行うべきもの	<p>千代田及び墨田都税事務所において、新規取得資産として申告されたものを見たところ、平成30年1月1日以前から所有するものが5点認められた。</p> <p>固定資産税（償却資産）は、1月1日に所有する償却資産に課税を行うため、該当の課税年度に遡って課税を行うべきところ、監査日（令和2年2月25日）現在、両所は、これを行っていない。</p> <p>これは、固定資産税（償却資産）の定期課税後に各所が行う確認調査において、申告漏れを見落としていたことによるものである。</p> <p>この結果、固定資産税（償却資産）が30万8,400円（法に基づき更正できる期間（平成27年度以降）の固定資産税等の合算額）不足している。</p> <p>両所は、償却資産の内容を確認し過年度分の課税を適正に行われたい。</p>	<p>千代田及び墨田都税事務所は、過去の申告が漏れている事実をそれぞれ納税者等に確認して、指摘に基づいて更正を行った。</p> <p>千代田都税事務所は、令和2年3月31日に固定資産課税台帳の価格等を修正及び決定し、同年4月10日に賦課決定を行った。追加課税分については令和2年4月24日に全額納付済みである。</p> <p>墨田都税事務所は、令和2年3月31日に固定資産課税台帳の価格等を修正及び決定し、同年4月10日に賦課決定を行った。追加課税分については令和2年4月30日に全額納付済みである。【1-ア】</p> <p>資産税部は、令和2年5月19日付事務連絡及び事務指導（同年7月21日から同年8月21日まで）において案件の周知及び注意喚起を行い、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
22	主税局	地籍図マイラーの加筆修正等委託に係る事務処理を適正に行うべきもの	<p>台東都税事務所は、地籍図の閲覧等の事務に使用する、地籍図等を記入したポリエステル製の地籍図マイラーの加筆修正等を行うため、地籍図マイラーの加筆修正等委託契約の締結に向けた事務を行っている。</p> <p>この事務処理について確認したところ、監査日（令和2年2月19日）現在、契約担当部署が見積書の徴取や契約に向けた意思決定、契約書（請書）の締結を行っていないにもかかわらず、事務担当部署は参考見積書を徴取した業者に地籍図マイラー等を渡し、委託業務の指示をしていることが認められた。</p> <p>地籍図マイラーの加筆修正等委託に係る事務処理を適正に行われたい。</p>	<p>契約事務の指導部門である総務部経理課は、令和2年4月17日開催（書面）の経理担当課長代理会において、契約締結後に履行の開始を確実にしよう、全所に対し周知徹底した。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎
23	生活文化局	「東京動画」サイバーセキュリティ実施手順の見直しを行うとともに、実施手順に定めた事項を遵守すべきもの	<p>広報広聴部は、「東京都公式動画チャンネル「東京動画」」の運用に当たり、「東京都公式動画チャンネル「東京動画」サイバーセキュリティ実施手順（情報システム管理者用）」（以下「管理者用実施手順」という。）を定めている。</p> <p>管理者用実施手順における研修等についての記載内容を確認したところ、次の状況が認められた。</p> <p>① 管理者用実施手順における研修等は局内で実施せず、全庁的に開催される一般的な研修等への参加を想定している。したがって、管理者用実施手順において、生活文化局で実施される研修等への参加を定めていることは不適切である。</p> <p>② 監査日（令和2年1月29日）現在、全庁的に開催される研修等に参加できていない状況である。したがって、毎年度最低1回の参加を定めた管理者用実施手順を遵守できていない。</p> <p>部は、管理者用実施手順の見直しを行うとともに、実施手順に定めた事項を遵守されたい。</p>	<p>① 令和2年4月1日付けで、「東京都公式動画チャンネル「東京動画」サイバーセキュリティ実施手順」を主に下記のとおり改正した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>【改正内容】 実施手順における参加を想定する研修等の定義について、生活文化局で実施される研修等からeラーニング等の一般的な研修等に変更</p> <p>② 情報システム担当者及び本システムを利用する職員が、下記研修を受講した。【1-エ】</p> <p>【研修名】 中央研修「サイバーセキュリティインシデント対応・技術講習会〔初級〕」 （研修期間）令和2年8月17日から同年9月4日まで</p> <p>【研修名】 中央研修「サイバーセキュリティインシデント対応・技術講習会〔中上級〕」 （研修期間）令和2年10月28日から同年11月18日まで</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎				

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
24	生活文化局	美術館等の開館時間延長に関する調査委託契約に係る積算を適切に行うべきもの	<p>文化振興部は、都立文化施設について、美術館等の開館時間延長に関する調査委託を契約した。</p> <p>部は、「予算の見積りに当たり契約事務に係る留意すべき事項等について」（令和元年7月19日31財経総第862号）及び財務局研修資料「業者選定・入札等について」に基づき、調査委託を積算する際には、人件費割合の高い労働集約型業務については、物価資料等に合致し、かつ、客観性のある労務単価を基に積算し、積算の妥当性を確認するため、3者以上の見積もりを徴することとしている。</p> <p>ところで、当該委託の積算について見たところ、部は、当該業務内容に合致する労務単価がないため、国土交通省が定めた設計業務委託等技術者単価における設計業務の基準日額労務単価を客観性のある単価として用いて積算を行っていた。</p> <p>しかしながら、当該業務内容は、設計業務委託等技術者単価をそのまま適用できるものとは言えないことから、積算額の妥当性を確認するためにも、3者以上から見積書を徴する必要があるが、部は、見積書を1者から徴しているのみであることが認められた。</p> <p>部は、美術館等の開館時間延長に関する調査委託契約に係る積算を適切に行われたい。</p>	<p>令和2年11月12日に局内各部所定の契約担当者に対して契約説明会を開催し、指摘事項を共有するとともに、調査委託契約積算時における3者以上の見積書徴取の徹底を周知した。</p> <p>今後、当該業務内容に類似する委託契約がある場合、設計業務委託等技術者単価を用いず、新たに徴した3者以上の見積書を参考に、積算額の算出とその妥当性の確認を行う。【2-エ】</p>				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ
25	オリンピック・パラリンピック準備局	産業廃棄物の処理を適正に行うべきもの	<p>スポーツ推進部は、モノレールやバスなどの公共交通機関にラグビーワールドカップ2019のデザインをあしらったラッピング広告を掲出するため、ラッピングフィルムの製作、車両への貼付け、剥離等について委託契約により実施している。</p> <p>ところで、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされ、また、法第11条第1項では、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされている。</p> <p>本件契約で剥離したラッピングフィルムは産業廃棄物に該当するが、仕様書にはその処理についての記載がないことから、部は、その処理を自ら産業廃棄物処理業者に委託する必要がある。</p> <p>しかしながら、当該廃棄物の処理状況について見たところ、本件契約の受託者が産業廃棄物処理業者に委託して処理しており、適正でない。部は、産業廃棄物の処理を適正に行われたい。</p>	<p>部は、指摘概要やその解説、再発防止に向けた注意点などについてまとめた文書を作成し、部内に周知するとともに、部内ポータルサイトに掲載し、職員がいつでも閲覧できるようにすることで再発防止を図った。</p> <p>また、令和3年2月8日開催の部内の課長代理会において、事業所管の事務を管理監督する課長代理に対し、指摘内容や産業廃棄物処理の留意点など、事務を適正に処理するよう説明し、周知徹底を図った。【2-エ】</p>				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
26	都市整備局	基本協定に再委託に関する条項を適切に定めるべきもの	<p>都市づくり政策部、市街地整備部及び第二市街地整備事務所は、都市計画公園・緑地用地の先行取得、街路事業に要する用地取得及び高低差補償業務の一部を、基本協定に基づき、東京都政策連携団体である公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「公社」という。）に委託している。</p> <p>これらの基本協定にある業務項目について、局と公社との業務分担を見たところ、公社が業務の一部を第三者に再委託する場合において、局があらかじめ再委託の承認を行っていないことが認められた。</p> <p>このことは、委託者である局が、基本協定に都の標準契約書に示されているような再委託の事前承認に関する条項を定めていないことによるもので、基本協定の適正な履行の確保を妨げるおそれがあり、適切でない。</p> <p>局は、基本協定に再委託に関する条項を適切に定められたい。</p>	<p>都市づくり政策部は令和3年1月22日付「都市計画公園・緑地用地の先行取得業務の委託に関する基本協定の一部を変更する協定」にて、市街地整備部は令和2年11月19日付「用地取得業務の委託に関する基本協定の一部を変更する協定」にて、第二市街地整備事務所は令和3年1月5日付「高低差補償業務の委託に関する基本協定の一部を変更する協定」にて、それぞれ基本協定に再委託に関する条項を適切に定めた。【2-イ】</p> <p>また、都市づくり政策部は令和3年2月17日に開催した担当者会にて、市街地整備部は同月9日及び同月15日に開催した担当係会にて、第二市街地整備事務所は同月8日に開催した担当係会にて、それぞれ内容の周知を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎		○
27	福祉保健局	長期継続契約によりパーソナルコンピュータのリース契約を適切に行うべきもの	<p>障害者施策推進部は、知的障害者等に対し一般企業への就労を支援する「東京チャレンジオフィス」事業を行っている。この事業では、事務補助や軽作業等を行っており、契約によりパーソナルコンピュータをリースし、データ入力等の作業に使用している。</p> <p>パーソナルコンピュータのリース契約については、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例及び同施行規則において、5年以内の期間で長期継続契約を締結することができる」とされている。一般に、同一期間を前提とすると単年度契約を複数回で契約する場合より、長期継続契約により一つの契約としたほうが全体では割安になる。</p> <p>そこで、本契約について見たところ、契約当時、平成33年度（令和3年度）までの3年間の事業期間を予定しており、3年間の長期継続契約によるリース契約ができたにもかかわらず、1年間のリース契約を行っていることが認められた。</p> <p>部は、長期継続契約によりパーソナルコンピュータのリース契約を適切に行われたい。</p>	<p>令和3年4月1日付けで令和3年度から3年間の長期継続契約を締結した（契約期間：令和3年4月1日から令和6年3月31日まで）。【2-イ】</p> <p>令和2年度に書面開催された局の契約実務研修の資料を関係職員に配布し、契約制度への理解を深めるよう周知徹底を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎		○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
28	産業労働局	業務委託に係る契約変更手続を適切に行うべきもの	<p>総務部は、「江戸東京きらりプロジェクト」を公募により11件のモデル事業を選定し、プロジェクトの実施に当たり、各モデル事業の取組の企画とそのサポート業務を、委託契約により行っている。</p> <p>この委託契約の仕様書では進捗管理のため、少なくとも四半期に1回以上（本契約は契約期間の関係で2回以上）、全モデル事業者、受託事業者、都担当者等で構成する全体会議を主催・運営することとしている。</p> <p>ところで、本契約の履行状況を見たところ、全体会議を2回とも開催していないにもかかわらず全体会議の運営費用を含めた契約金額の全額を支払っている状況が認められた。</p> <p>部によると、全体会議2回分の内訳について、第1回分は他の会議と併せた形で行い、第2回分は、受託事業者が各モデル事業者との連絡・調整の上で作成した資料をフィードバックする形で行ったとしているが、これらの変更内容について、委託の報告書には記載されていない状況である。</p> <p>部は、これらの変更内容について、契約条項第13条に基づき、契約変更手続をすべきであるが、これを行っておらず適切でない。</p> <p>部は、業務委託に係る契約変更手続を適切に行われたい。</p>	<p>局は、本指摘を踏まえ、令和3年2月18日付事務連絡にて、契約事務を適切に行うよう局内に周知した。</p> <p>【2-E】</p> <p>総務部は、今後、同様の契約においては、実態に即して確実に契約変更を行う。また、履行内容を報告書に過不足なく記載するよう受託事業者への指導を行うことに加え、それらのチェックを複数人で行うなど体制を強化する。</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎
29	産業労働局	利用実績月数に応じたサービス利用料を適切に支払うべきもの	<p>観光部は、公衆無線LAN（以下「Wi-Fi」という。）環境を構築・運用し、旅行者の利便性向上を図っている。</p> <p>ところで、Wi-Fi環境の構築・運用に係る契約を見たところ、部は、平成30年度までに設置が完了したWi-Fiアクセスポイント（以下「AP」という。）について、サービス提供業務委託契約を締結し、クラウド利用料及びサービス提供業務費（以下「サービス利用料」という。）を、毎月1基当たり1万9,864円（税抜）支払っていることが認められた。</p> <p>一方、部は、令和元年度のAPの新規設置工事及び設置後のサービス利用に係る契約を委託にて行っており、利用環境整備・サービス利用等に係る経費は、設置時期にかかわらず1基当たり一律に7万9,456円（税抜）が支払われている。</p> <p>これについて、部では、前年度の施工状況等を勘案して平均で1基当たり4か月の利用月数が見込まれるとし、単価を4か月分の7万9,456円（税抜）と設定したとしているが、利用実績月数が判明する本契約においては、不適切な単価設定である。</p> <p>部は、利用実績月数に応じたサービス利用料を適切に支払われたい。</p>	<p>局は、本指摘を踏まえ、令和3年2月18日付事務連絡にて、契約事務を適切に行うよう局内に周知した。</p> <p>観光部は、局の通知を受け、令和3年2月19日に部内職員に対し、適正な契約締結方法について文書により周知した。【2-E】</p> <p>今後、同様の契約においては、目途額の積算、単価設定等について契約担当部署と密に調整を図り、適切に契約を行う。</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
30	中央卸売市場	立哨警備等における履行確認等を適切に行うべきもの	<p>各場においては、秩序の維持や市場衛生の保持などにより市場業務の円滑な遂行に資することを目的として警備業務を行っている。</p> <p>警備業務は、定められた警備ポストにおいて立ったままの姿勢で、当該警備ポスト及びその周辺部を重点的に警備する「立哨警備」及び複数の警備ポストを順次移動しながら巡回ルート及びその周辺部を警備する「巡回警備」などにより行われる。</p> <p>また、巡回警備においては、巡回経路上の複数の地点に設置された鍵（以下「打刻キー」という。）を警備員が携帯する装置に差し込むことなどにより、通過時刻を記録する打刻を行っている。</p> <p>ところで、委託契約における履行確認について見たところ、次の問題が認められた。</p> <p>① 仕様書に定める業務日誌に立哨警備の実績報告欄がないため、立哨警備の実績の記録がない。（大田市場、多摩ニュータウン市場）</p> <p>② 不法投棄が多いなど問題がある箇所について、場の指示により巡回警備の経路を月に1回程度の頻度で部分的に変更させているとしているが、その際の具体的な指示の記録がない。（大田市場）</p> <p>③ 多摩ニュータウン市場において、工事実施の都合により、令和元年7月8日から6か所ある打刻地点のうち3か所の立ち入りができないために、打刻が3か所のみとなっており、この場合の対応として、打刻キーを立ち入り可能な場所に移設させたり、打刻を3か所にする旨文書で受託者に通知したりすることが考えられるが、場はどちらも行っていないため、仕様書の記載と実績報告の記載に相違が生じている。</p> <p>大田市場及び多摩ニュータウン市場は、立哨警備等における履行確認等を適切に行われたい。</p>	<p>① 大田市場（3年契約） 令和2年8月から、警備委託業務日誌に、各配置ポストの勤務者が分かる配置ポスト表を加えており、立哨警備等の履行確認ができるよう改善した。【1-エ】</p> <p>② 大田市場 令和2年7月17日の事例のとおり、巡回警備の経路変更の指示は書面により行い、記録を残すよう改善した。【1-エ】</p> <p>① 多摩ニュータウン市場（単年度契約） 令和3年4月から、警備委託業務日誌に、各配置ポストの勤務者が分かる配置ポスト表を加えており、立哨警備等の履行確認ができるよう改善した。【2-ウ】</p> <p>② 大田市場 令和2年3月上旬に実施した場の定例会（毎週開催、参加者：大田市場管理課 庶務担当・施設管理担当）において、巡回警備の経路変更の指示は書面により行い、記録を残すことを徹底するよう、担当者間で確認した。【2-ウ】</p> <p>③ 多摩ニュータウン市場 令和2年5月上旬に行われた令和3年度予算要求資料作成前の担当者打合せ会において、警備の実施内容を仕様書の記載内容から変更する必要が生じた場合には、文書により受託者に適切な指示を行うこととした。【2-エ】</p>				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ
			○				○	◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
31	中央卸売市場	現場マニュアルの作成に係る履行確認を適切に行うべきもの	<p>各場においては、秩序の維持や市場衛生の保持などにより市場業務の円滑な遂行に資することを目的として警備業務を行っている。</p> <p>市場は、「事件、事故対策マニュアル」(市場が策定)及び「震災対策マニュアル」(市場が策定したものをもとにして各場がそれぞれの現場に対応したマニュアルを策定)(以下二つをまとめて「市場マニュアル」という。)を策定し、事故等が発生した際の市場及び関係局の役割分担及び対応方法等について定めている。市場マニュアルには、警備業務に係る記載も含まれる。</p> <p>ところで、「食肉市場外3か所警備委託」契約の仕様書において、市場マニュアルを踏まえて、受託者が、事故発生時における受託者の具体的な対応方法を定めたもの(以下「現場マニュアル」という。)を作成し、警備本部に備えておくとともに、警備実施計画書に添付することが定められている。</p> <p>当該契約について見たところ、次の問題が認められた。</p> <p>① 現場マニュアルを作成していない(足立市場)。</p> <p>② 現場マニュアルに反映させなければならない項目のうち、「急患、けが人発生時の対応」、「震災対策」などの記載がない。また、当該現場マニュアルは、警備実施計画書への添付がされていない(北足立市場)。</p> <p>③ 現場マニュアルを警備本部に常備しているものの、警備実施計画書に添付していない(食肉市場)。</p> <p>各場は、受託者に対して、現場マニュアルの作成及び提出を適切に行わせる必要がある。</p> <p>また、当該契約の契約事務は管理部が行っており、各場に対して提出されるものと同一の成果物の提出を受けていることから、部は、各場に対して不備を指摘するなど適切にチェックを行う必要がある。</p> <p>管理部及び各場は、現場マニュアルの作成を受託者に着実に行わせるなど履行確認を適切に行われたい。</p>	<p>足立市場、北足立市場及び食肉市場は、令和2年度の受託分から受託者作成の現場マニュアルを警備計画書に添付するとともに、警備員詰所に配置した。【2-U】</p> <p>また、警備委託契約の履行確認を適切に実施するために、提出書類及び同内容に関するチェックリスト(各場用)を用いて仕様書に記載がある提出書類の提出がなされているかの確認を行うこととした。【2-U】</p> <p>管理部は、令和2年度の受託分から、各場における現場マニュアルが警備計画書に添付されていることを確認した。【2-U】</p> <p>また、警備委託契約の履行確認を適切に実施するために、提出書類及び同内容に関するチェックリスト(部用)を作成した。これにより、各市場担当者及び管理部担当者が複数チェックを行い、履行確認を確実にを行う体制を整えた。【2-U】</p> <p>なお、令和2年3月3日に本履行確認体制及びチェックリストについて、管理部から各市場担当者宛てに通知を行った。【2-E】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
32	中央卸売市場	警備委託契約の仕様書の作成を適切に行うべきもの	<p>各場においては、秩序の維持や市場衛生の保持などにより市場業務の円滑な遂行に資することを目的として警備業務を行っている。</p> <p>市場は、「事件、事故対策マニュアル」（市場が策定）及び「震災対策マニュアル」（市場が策定したものをもとにして各場がそれぞれの現場に対応したマニュアルを策定）（以下二つをまとめて「市場マニュアル」という。）を策定し、事故等が発生した際の市場及び関係局の役割分担及び対応方法等について定めている。市場マニュアルには、警備業務に係る記載も含まれる。</p> <p>ところで、「多摩ニュータウン市場警備委託」契約の仕様書において、市場マニュアルを踏まえて現場マニュアルの作成及び提出をさせる記載がないため、現場マニュアルが作成されていない。このため、市場マニュアルで各場の警備受託者に求めている業務水準が適切に担保できていない状況となっている。</p> <p>多摩ニュータウン市場は、仕様書に現場マニュアルの作成及び提出に係る事項を記載するなど、警備委託契約の仕様書の作成を適切に行われたい。</p>	<p>多摩ニュータウン市場は、令和3年度契約の仕様書本文に現場マニュアルの作成について明記した。【2-1】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎		
33	中央卸売市場	調査業務委託において予定価格を踏まえ契約事務を適正に行うべきもの	<p>地方自治法第234条では、売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとしている。</p> <p>東京都契約事務規則第34条の2では、随意契約によることができる場合の予定価格の額を規定している。</p> <p>事業部は、大田市場市場会館石綿分析事前調査業務委託（以下「調査業務委託」という。）について、管理部へ契約の締結依頼をしている。管理部は、依頼を受けて、契約を締結している。</p> <p>ところで、この事務処理について見たところ、管理部は予定価格が100万円を超えていることから、入札により契約の相手方を決定しなければならないにもかかわらず、随意契約（競争見積り参加数3者）により処理していることが認められた。</p> <p>管理部は、調査業務委託において予定価格を踏まえ契約事務を適正に行われたい。</p>	<p>令和2年5月19日、契約事務担当者会において、随意契約で契約できる金額の範囲など、契約締結に係る基礎情報を一覧表にして、改めて周知した。【2-ウ、2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎		○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
34	中央卸売市場	公務災害に伴う休業補償金等の精算処理を速やかに行うべきもの	<p>職員が公務災害等により勤務できない場合、その被災職員には、地方公務員災害補償法等に基づき休業補償金等が支給され、勤務できない期間に係る給与は支払われないこととなる。</p> <p>ところで、食肉市場は、被災職員への休業補償金等の支給及び被災職員からの給与の返納について、休業補償金等が給与分を上回る場合、その差額を被災職員に追給する一方、休業補償金等が給与分を下回る場合、その差額を被災職員から返納させることにより精算を行っている。</p> <p>そこで、食肉市場における休業補償金等の精算状況について確認したところ、休業補償金等が入金されてから監査日（令和2年7月29日）現在まで、半年以上経過している30件の精算が未処理となっており、その合計金額は、955万余円と多額となっているものや、休業補償金等の入金を受けた9件（178万7,377円）の精算について、休業補償金等の入金から精算処理まで最長約2年2か月を要している状況が認められた。</p> <p>休業補償金等の精算が、長期間に渡り未処理であることは適切ではない。場は、公務災害に伴う休業補償金等の精算処理を速やかに行われたい。</p>	<p>指摘に係る精算については、令和2年9月17日及び同年10月26日付けで完了している。【1-ウ】</p> <p>令和2年3月上旬に実施した場の打合せ会（参加者：管理課管理担当及び施設整備調整担当全職員）において、公務災害の認定後、速やかに給与戻入との相殺処理を行うために、公務災害担当と給与担当間で期限を設けて常に確認することとした（2週に1回程度、課長代理を中心に進捗等を確認）。【2-ウ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
							◎				○	
35	建設局	単価契約において施工に必要な工種を確認し適正に工事の指示を行うべきもの	<p>南多摩西部建設事務所は、単価契約を締結し、道路の振動解消のためとして段差修正・舗装等工事を行っている。</p> <p>そこで、当該指示書を確認したところ、工事の実施に当たり計上すべき6工種46万1,160円が計上されないまま、受注者へ指示がなされていた。このことについて所に確認したところ、受注者が当該指示工事を実施するために使用する6工種を計上しないまま施工内容確認申請書を所に提出し、所は、その内容を十分に確認していなかった。</p> <p>当該指示工事において、6工種を適正に計上していれば、単価契約の1件当たりの発注限度額である400万円を超えることから、総価契約により実施すべきものであった。また、道路維持関係（単価契約）運用の手引きでは、所の工区及び工事主管課は、受注者から提出される施工内容確認申請書の確認や指示工事完了時における検査を行うことになっているが、いずれにおいても所のチェック機能が有効に機能していなかった。</p> <p>所は、単価契約において、施工に必要な工種を確認し、適正に工事の指示を行われたい。</p>	<p>令和2年3月24日の補修課課長代理・工区長会において、施工内容確認申請書等の書類の確認、照査を確実にを行うよう周知するとともに、令和2年度当初から、新たに書類のチェックを複数の職員で実施するなど体制を強化している。【2-ウ】</p> <p>令和2年7月9日には、定例監査報告書（委員審議後）を関係者に周知し注意喚起を行った。【2-エ】</p> <p>令和2年8月5日の補修課課長代理・工区長会でも監査で指摘された単価契約における工事の施工に必要な工種を確認し適正に工事の指示を行うことについて、各段階で確実な確認を行うよう周知した。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											○	◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
36	建設局	単価契約において指示書等の作成を適正に行うべきもの	<p>事業用地の維持管理に係る単価契約について、道路建設部では、道路管理部が作成した道路維持関係（単価契約）実施要領及び道路維持関係（単価契約）運用の手引きを参考として運用することとしている。</p> <p>また、第四建設事務所は、単価契約を締結し、用地取得が完了した土地に防塵舗装や管理柵設置等を行っている。</p> <p>そこで、当該指示について所に確認したところ、本来であれば、平成31年4月1日から同年4月8日の間に実施した防塵舗装等の指示書等と令和元年6月24日から同年7月16日の間に実施した管理柵設置の指示書等をそれぞれ作成すべきところ、所は、受注者に対し防塵舗装等の指示を口頭で行うのみで、指示書等を作成しなかった。また、防塵舗装から管理柵設置までをまとめて1件の指示で行ったものとして、指示書等を作成していた。</p> <p>これらは、要領及び手引きを遵守した手続となっておらず適正でない。</p> <p>所は、単価契約において指示書等の作成を適正に行われたい。</p>	<p>令和2年3月17日、同月24日及び同年4月21日に課内の課長代理会で監査の指摘内容を説明し、口頭のみで指示を行うだけではなく、工事ごとに指示書等を作成するよう周知した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>令和2年8月18日開催所内課長会において、指摘主旨及び各要領及び手引きを遵守するよう周知を図るとともに、各課の課長代理会を通じて注意喚起を行った。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎
37	建設局	委託契約に係る報告書等の確認を適切に行い支払事務を適正に行うべきもの	<p>第二建設事務所は、街路樹維持管理に係る業務について単価契約を締結している。</p> <p>本契約の特記仕様書では、普通作業工に係る作業の昼夜間の区分は、6時から20時を昼間、20時から翌日6時を夜間とすることとされ、夜間の作業単価は、昼間の作業単価より高く設定されている。</p> <p>そこで、普通作業工に係る、所が受託者に作業内容等を指示する指示書及び受託者がその作業結果として所に提出する作業活動報告書を確認したところ、昼間と夜間の時間配分が誤って報告されたにもかかわらず、所は、作業活動報告書の内容を十分に確認していなかったため、誤った報告に基づき7万4,409円過大に支払を行っている事例が見受けられた。</p> <p>所は、委託契約に係る報告書等の確認を適切に行い、支払事務を適正に行われたい。</p>	<p>第二建設事務所は、令和2年4月3日及び同年6月11日開催の工区長・補修課課長代理会において、作業活動報告書を確認して昼間と夜間の作業単価の時間配分を適正に行うとともに受注者へ適切に指導するよう、関係職員へ周知した。【2-エ】</p> <p>また、工区及び補修課で共有する、事務上の注意事項等を記載した引継資料に追記し、今後このようなことが起きないように注意事項として引き継いでいく。【2-ウ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
38	建設局	看板実態調査委託を適切に行うため仕様内容の見直しを検討し進行管理を行うべきもの	<p>道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある突出し看板等の工作物等を設置する者は、道路法第32条の規定により、道路管理者の占有許可を受けなければならない。しかし、占有許可を受けていない突出し看板等が存在していることから、道路管理部では、都道の適正な管理を図るため、看板実態に関する調査について委託契約を締結している。</p> <p>委託内容は、現存確認、占有者情報及び占有規模を特定する調査業務、占有許可申請依頼などの是正・指導文書（以下「是正・指導文書」という。）の発送業務等となっている。</p> <p>調査対象物件の占有者に対しては12月、調査対象外の占有者に対しては10月に是正・指導文書の発送を開始する予定であったが、各建設事務所において一斉発送リストの確認に時間を要したため、いずれの物件に対しても、是正・指導文書が翌年の1月以降に発送されていた。また、監査日（令和2年3月5日）現在、1事務所においては、確認が完了しておらず、受託者は是正・指導文書を発送できない状況であった。</p> <p>こうした状況は、各建設事務所において一斉発送リストの確認に時間を要したことで発生したものであるが、当該契約の発注者である部において、各建設事務所の確認作業の状況を適時把握するなど、進行管理を適切に行う必要があった。</p> <p>部は、看板実態調査委託を適切に行うため、上記の状況が発生した理由を把握の上、必要に応じて仕様内容の見直しを検討するとともに、各建設事務所と連絡・調整を図るなどして、進行管理を行われたい。</p>	<p>令和元年度においては、事務所における一斉発送リストの確認期間が不十分であったことから、令和2年度の契約においては、一斉発送時期を再検討し、建設事務所におけるリストの確認期間を十分に確保した。さらに是正・指導文書の発送時期も見直し、確認作業に要する事務所の負担の軽減を図るなど、仕様内容の改善を行った。</p> <p>【2-イ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎		

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
39	建設局	産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る委託の事務処理を適正に行うべきもの	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条第5項では、事業活動に伴い産業廃棄物（廃プラスチック類など）を生じる事業者（以下「排出事業者」という。）が、その産業廃棄物の収集・運搬及び処分を委託する場合、運搬については産業廃棄物収集運搬業者に、処分については産業廃棄物処分業者に、それぞれ委託しなければならないとされている。</p> <p>北多摩南部建設事務所（以下「北南建」という。）及び北多摩北部建設事務所（以下「北北建」という。）が令和元年度に実施した河川の清掃委託契約における産業廃棄物の委託の事務処理について確認したところ、次のとおり適正でない事務処理が認められた。</p> <p>北南建について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4により、産業廃棄物の委託契約書には、産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写しを添付することになっているにもかかわらず、契約書には、受託者の収集運搬業の許可証の写しが添付されていない。そこで、作業報告書等を確認したところ、受託者は、契約時点では産業廃棄物の収集運搬業の許可の有効期限が切れており、許可申請中であった。また、受託者が産業廃棄物の収集運搬業の許可を受けるまでの間に、北南建は産業廃棄物の収集運搬1件を指示している。当該業務は、本来、同所が別の産業廃棄物収集運搬業者に委託して行わせるべきところ、受託者が再委託により別の産業廃棄物収集運搬業者に行わせている。</p> <p>北北建について、法第12条の3では、排出事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合、当該委託に係る産業廃棄物の引渡しと同時に、受託者に対し、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付しなければならないと定めているが、マニフェストの排出事業者が受託者となっていた。このことは、同所が、本委託契約で生じる廃棄物の処理を、法第21条の3で定める建設工事に伴い生じる廃棄物の処理の場合と同様、契約の相手方である受託者が排出事業者として行うという認識のもと発注し、受託者がマニフェストを交付したことによるものである。しかし、本委託契約においては、同所が排出事業者であり、同所から受託者に対しマニフェストを交付すべきである。</p> <p>両所は、産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る委託の事務処理をそれぞれ適正に行われたい。</p>	<p>北南建は、令和2年度委託より、産業廃棄物の収集運搬業の許可証の写しを契約書に添付するよう特記仕様書に明確に記載した。また、該当許可証の添付を希望申請条件とし、指名する全者の許可情報について契約担当部署での複数チェックを徹底した。</p> <p>【2-イ】 北北建は、令和2年度委託より、北北建が排出事業者としてマニフェストを交付した。また特記仕様書に所が受託者にマニフェストを交付し、受託者は交付されたマニフェストを適正に処理する旨を記載した。</p> <p>総務部及び河川部は、令和2年5月より、「産業廃棄物処理委託適正化に関する会議（PT）」を設置し、河川部において、全事務所を対象に過去3年間（平成29年度から令和元年度）の委託状況を確認したところ、仕様書上の不備が見受けられた。そのため、PTにおいて産業廃棄物処理に関する標準仕様書及びチェックリストを作成、同年9月4日に各事務所へ通知した。また、総務部は同日、各事務所の契約担当部署宛てに産業廃棄物の収集運搬及び処分委託を発注する際に留意すべき事項について事務連絡を通知した。</p> <p>【2-イ、2-ウ】 さらに、河川部は令和2年11月に担当者向け説明会を実施し、通知内容の徹底を図った。同年12月には、監査事務局の講評を受け、改めて各事務所に委託の適正な事務処理を行う旨を通知した。</p> <p>【2-エ】 河川部及び各事務所の清掃委託等の担当者は、令和2年12月24日に開催された環境局が主催する「産業廃棄物処理委託契約の適正化講習会」を受講し、関連法令や産業廃棄物処理の適正化について知識向上を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎	○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
40	建設局	道路巡回点検結果において発見された異常について適切に対応する仕組みを構築すべきもの	<p>第三建設事務所は、道路の異常について路面の応急処置等を行う道路巡回点検を委託契約により実施している。</p> <p>本契約の仕様書によると、道路巡回点検の受託者は、巡回点検で発見した異常や補修等を実施した小規模作業の内容については、道路巡回点検日報（以下「日報」という。）に記録し、監督員に報告することになっている。また、小規模作業による対応を行わない異常については日報に記載して報告し、その異常については、所が対応することとしている。</p> <p>そこで、日報を抽出で確認したところ、令和元年8月1日に実施した道路巡回点検の結果、進行方向を示す視覚障害者誘導用ブロックの一部が途切れているという異常が報告されていたにもかかわらず、監査日（令和2年2月17日）現在、所は、補修等の対応をしていないことが認められた。そこで、所が対応しなければならぬ異常報告があった場合について、所の対応方法を確認したところ、特段決められた方法はないとのことであった。</p> <p>所は、道路巡回点検結果において発見された異常について、適切に対応する仕組みを構築されたい。</p>	<p>進行方向を示す視覚障害者誘導用ブロックの一部が途切れているという異常について、令和2年2月27日に、補修を完了している。【1-E】</p> <p>道路巡回点検により発見された異常について、補修等の対応が迅速かつ確実に行われることを確認するため、工区から補修課へ日報が提出された際、補修課職員は受注者等への指示状況を工区に確認し、複数チェックを行った上で、決裁等の事務処理を行うこととした。【2-U】</p> <p>毎月の完了検査時に、補修等の対応状況について、補修課職員が工区監督員にヒアリングを行い確認するよう、チェック機能を強化した。【2-U】</p> <p>補修課・工区職員宛てに発出した、令和2年2月25日付事務連絡と令和2年度所内担当者会議資料において、日報を十分確認し、発見された異常箇所の補修等を指示し、迅速かつ確実に対応するよう周知徹底を図った。【2-E】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎			○	○
41	港湾局	調査対象とする建築物を精査すべきもの	<p>臨海開発部は、シンボルプロムナード公園（以下「公園」という。）における建築物について調査委託契約を締結している。</p> <p>この契約は、公園の敷地内に新たな建築物を建築する予定であったことから、既存建築物26件について、</p> <p>① 調査対象建築物が建築基準法（以下「法」という。）が定める建築物に該当するかに係る調査</p> <p>② 建築物に該当する場合、法第7条（建築確認）の手続がとられているかに係る調査</p> <p>③ 法第7条の手続が確認できない場合、法第12条第5項に基づく報告に必要な資料作成を行うことを目的とするものである。</p> <p>この契約について確認したところ、5件の調査対象建築物について、建築物が存在しないなどの理由により調査が不要であることが判明し、受託者は調査を行っていなかった。</p> <p>しかしながら、部が事前にこれらの現地確認を行っていれば、調査対象でないことは明らかであったにもかかわらず、この契約において調査対象に含めたことは適正でない。</p> <p>部は、調査対象とする建築物を精査されたい。</p>	<p>今後、起案時に別のラインの課長代理も含めた複数チェックを実施することとし、令和3年1月21日付課内連絡会により臨海開発部海上公園課の各担当者に周知徹底した。</p> <p>また、総務部から、監査結果及び再発防止の取組について、令和3年1月25日付局内説明会により局内職員に周知した。【2-U、2-E】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											○	◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
42	港湾局	不要な調査項目等に係る契約変更を行うべきもの	<p>臨海開発部は、シンボルプロムナード公園（以下「公園」という。）における建築物について調査委託契約を締結している。</p> <p>この契約は、公園の敷地内に新たな建築物を建築する予定であったことから、既存建築物26件について、</p> <p>① 調査対象建築物が建築基準法（以下「法」という。）が定める建築物に該当するかに係る調査</p> <p>② 建築物に該当する場合、法第7条（建築確認）の手続がとられているかに係る調査</p> <p>③ 法第7条の手続が確認できない場合、法第12条第5項に基づく報告に必要な資料作成</p> <p>を行うことを目的とするものである。</p> <p>この契約について確認したところ、基礎調査として目視・実測調査、非破壊調査を実施することとしているが、受託者の調査により法に基づく報告は不要であることが判明し、非破壊調査を実施する必要がなくなっている。また、一部の建築物については、対象が存在しないなどのため、調査を行う必要がない。</p> <p>部は、調査項目等を減らすよう契約内容を変更すべきであるにもかかわらず、これを行っておらず適正でない。</p> <p>部は、不要な調査項目等に係る契約変更を行われたい。</p>	<p>調査を行わない項目が判明する等、契約内容に変更が生じた場合は必ず契約変更を行うことについて、事業を所管する臨海開発部海上公園課の各担当者に対し、令和3年1月21日付課内連絡会にて周知徹底した。</p> <p>また、総務部から、監査結果及び再発防止の取組について、令和3年1月25日付局内説明会により局内職員に周知した。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎
43	港湾局	調査項目等が変更になった場合に変更金額が算出できるよう契約目途額を積算すべきもの	<p>臨海開発部は、シンボルプロムナード公園（以下「公園」という。）における建築物について調査委託契約を締結している。</p> <p>この契約は、公園の敷地内に新たな建築物を建築する予定であったことから、既存建築物26件について、</p> <p>① 調査対象建築物が建築基準法（以下「法」という。）が定める建築物に該当するかに係る調査</p> <p>② 建築物に該当する場合、法第7条（建築確認）の手続がとられているかに係る調査</p> <p>③ 法第7条の手続が確認できない場合、法第12条第5項に基づく報告に必要な資料作成</p> <p>を行うことを目的とするものである。</p> <p>この契約について確認したところ、現地調査に係る契約目途額を一式として算出しており、調査項目・対象ごとに数量を見積もっていないことから、調査項目や対象数が増減になった場合に変更金額の算出ができないとして、契約金額の減額を行っておらず適正でない。</p> <p>部は、調査項目や対象数が増減になった場合に変更金額が算出できるよう、契約目途額を適切に積算されたい。</p>	<p>調査項目等が増減となった場合に対応できる内訳書構成とすることについて、事業を所管する臨海開発部海上公園課の各担当者に対し、令和3年1月21日付課内連絡会にて周知徹底した。</p> <p>また、起案時に別のラインの課長代理を含めた複数チェックを実施することについて、事業を所管する臨海開発部海上公園課の各担当者に対し、令和3年1月21日付課内連絡会にて周知徹底した。</p> <p>さらに、総務部から、監査結果及び再発防止の取組について、令和3年1月25日付局内説明会により局内職員に周知した。【2-ウ、2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												○ ◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
44	港湾局	履行確認を 適正に行う べきもの	<p>臨海開発部は、シンボルプロムナード公園（以下「公園」という。）における建築物について調査委託契約を締結している。</p> <p>この契約は、公園の敷地内に新たな建築物を建築する予定であったことから、既存建築物26件について、</p> <p>① 調査対象建築物が建築基準法（以下「法」という。）が定める建築物に該当するかに係る調査</p> <p>② 建築物に該当する場合、法第7条（建築確認）の手続がとられているかに係る調査</p> <p>③ 法第7条の手続が確認できない場合、法第12条第5項に基づく報告に必要な資料作成を行うことを目的とするものである。</p> <p>この契約について確認したところ、部は、5件の調査不要の建築物について、受託者が調査を実施していないにもかかわらず履行の完了を認めており、適正でない。</p> <p>部は、履行確認を適正に行われたい。</p>	<p>履行確認を適正に行うことについて、事業を所管する臨海開発部海上公園課の各担当者に対し、令和3年1月21日付課内連絡会にて周知徹底した。</p> <p>また、総務部から、監査結果及び再発防止の取組について、令和3年1月25日付局内説明会により局内職員に周知した。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎
45	港湾局	工事内容の 変更に当たり 契約変更を 適正に行う べきもの	<p>東京港管理事務所は、契約により、臨海トンネル及び第二航路海底トンネル内の防災設備の補修工事を行っている。</p> <p>この工事において、工事開始後に、直流電源装置1個が不要であることが判明したことから、所は、直流電源装置1個の交換を行う代わりに、今回更新する火災検知器と同型番の製品1個を予備品として受託者に納入させることで、契約変更を行うことなく工事完了としている。</p> <p>このことについて、所は、納入品単価が交換費用の減少額を上回っていることから、契約変更は行っていないとしている。</p> <p>しかしながら、契約後に作業内容を変更する必要がある場合は、変更となる作業内容について積算し、契約変更を行うべきであり、予備品の在庫が必要であるなら、その購入について別途契約を行うべきである。</p> <p>所は、工事内容の変更に当たり、契約変更を適正に行われたい。</p>	<p>令和2年11月2日に課長会において、監査指摘事項について共有し、再発防止を周知徹底した。</p> <p>また、課長会を受け、各職員に対して、作業内容を変更する必要があると判明した場合は、適切に契約変更するよう、注意喚起した。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
	措置区分								
46	港湾局	あばの補修について速やかに方針を定めるべきもの	<p>1 2号地貯木場は、原木を海面に浮かべて貯蔵する港湾施設であるが、平成23年度以降、原木の投下や貯蔵がされておらず、平成29年度までは利用する可能性があるとしていた使用者がいたものの、平成30年度以降は利用される可能性がなくなっている。</p> <p>貯木場には、あば（浮棧橋状の原木流出防止設備）が整備されており、東京港湾施設等維持管理計画において、毎年度900万円の補修費が計画されている。</p> <p>ところで、貯木場を管理している東京港管理事務所が、今後、12号地貯木場の利用が想定されないことから、令和2年3月18日付東京港管理事務所港務課長事務連絡により、あばの補修の継続について港湾経営部に問い合わせたところ、部は、今後は補修せずに撤去する方針としている。</p> <p>しかしながら、平成30年度以降、12号地貯木場の利用が想定されないにもかかわらず、あばの補修について令和元年度末まで方針を決めていないことに合理的な理由が認められない。</p> <p>港湾経営部及び東京港管理事務所は、使用する想定がなくなった設備の補修について速やかに方針を定められたい。</p>	<p>令和元年度末に決定した方針に基づき、令和3年1月に4基のあば撤去工事を完了した。</p> <p>また、総務部より、今後は使用する想定がなくなった設備の補修について速やかに方針を定めるよう令和3年1月25日付局内説明会により周知した。</p> <p>これに基づき、今後は使用する想定がなくなった設備の補修について速やかに方針を定めることとする。</p> <p>【2-イ、2-エ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
47	港湾局	仮置きケーソン管理業務委託において実施した業務の対価を支払うべきもの	<p>東京港建設事務所は、鉄筋コンクリート製のケーソンを製作し使用するまでの間、東京港内に係留しており、契約により、係留したケーソンの定期点検、緊急時点検等を行っている。</p> <p>この契約では、緊急時点検は、一定以上の強風が観測されたとき等に行うこととしており、緊急時点検等については、当初契約により回数を指定し実績に合わせて契約変更を行っている。</p> <p>ところで、所は、令和2年3月下旬に強風が観測された後に行った緊急時点検を契約変更回数に含めておらず、結果的に29万3,514円の対価を支払っていない。</p> <p>このことについて所は、当該緊急時点検を契約金額の変更に含めないことを内容とする「承諾申請」が契約の相手方から提出されたためとしているが、本来、承諾申請は、工事請負契約において受注者から提出されるものである。委託契約は、工事請負契約と性質が異なり、受託者が行うべき業務内容とその対価を厳密に定めており、承諾申請を行う余地はない。</p> <p>所は、仕様書に基づき実施した業務の対価を支払われたい。</p> <p>また、所は、委託契約と工事請負契約の性質の違いを十分に理解した上、年度末に実施した業務についても対価を支払えるよう、仮置きケーソン管理業務委託に係る契約変更の事務手続や契約方法を見直されたい。</p>	<p>仕様書に基づき実施した業務の対価の支払に向け、契約の相手方と協議の場を複数回設け、支払に係る請求書の提出を依頼したが、相手方が請求の意思なしとしてこれに応じないため、支払うことができない。</p> <p>また、所内会議を開催し、年度末に変更が生じた場合でも、庶務課契約担当、港湾整備課及び埋立整備課で情報共有や業務連携を図り、事務手続を速やかに行うことを確認した。</p> <p>【1-エ】</p> <p>契約末日までの状況を確認の上、当該委託業務の契約変更の有無を上記の三課で共有する。当該事案が生じた場合は、受託者と契約変更協議の上、契約変更手続を速やかに行い、実施業務の対価を適正に支払うこととする。</p> <p>また、監査結果及び再発防止の取組について、令和3年1月25日付局内説明会により局内職員に周知した。</p> <p>【2-ウ、2-エ】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
48	港湾局	交通管理者との協議を適時に行つて目的に沿った基本設計の成果物を提出させるべきもの	<p>港湾整備部は、臨港道路南北線の南側に接続する橋りょう等を整備するため、整備工事契約を締結している。</p> <p>この整備工事の施行に当たり、部は、交通管理者との協議により道路線形を変更することとなったことから、既設の橋の両側に別構造の橋りょうとして架設するのではなく、既設の橋と一体構造とすることとなったため、工事内容を変更している。</p> <p>橋りょうの構造については本来、基本設計において決定すべきものであるから、交通管理者との協議は基本設計時に完了していなければならない。</p> <p>そこで、基本設計に係る交通管理者との協議記録を確認したところ、橋りょうの構造については、平成27年3月31日の基本設計完了後、同年5月22日に協議し、同年7月23日に協議内容が確定している。</p> <p>本来であれば、7月23日の協議事項は基本設計の委託期間中に行うべきところ、部はこれを行わないまま、基本設計の委託を完了したものと認められ、適正でない。</p> <p>部は、基本設計における交通管理者との協議を適時に行うなどして、目的に沿った基本設計の成果物を提出させるなど、工事全体の管理を適切に行われたい。</p>	<p>設計・施工一括発注方式の工事であっても、通常の工事と同様に、手戻りが生じないように、工事全体の管理を適切に行っていく。については、同方式の工事における交通管理者との協議についても速やかに進めていくよう、港湾局各部・所工事主管課長に対し、令和3年1月22日付事務連絡により改めて周知徹底を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎
49	東京消防庁	遅延違約金の算出を適正に行うべきもの	<p>装備部は、業務委託契約を締結し、機体整備等の業務を実施しているところ、契約約款に基づく受注者からの履行期限延長の申し出を受け、契約期間を延長するとともに遅延違約金を徴収している。</p> <p>この契約約款第12条第2項に基づく遅延違約金の額は、契約金額につき遅延日数に応じ、年5パーセントの割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日の割合とする。）で計算した額となっている。</p> <p>しかしながら、遅延違約金の算出に当たり、契約金額3億1,880万8,600円を誤って3億1,380万8,600円として計算したため、遅延違約金が3万2,900円過少となっているのは適正でない。</p> <p>部は、遅延違約金の算定の際には契約書により契約金額を確認するなど、遅延違約金の算出を適正に行われたい。</p>	<p>庁は、遅延違約金の不足額3万2,900円について、令和2年9月29日に調定を行い、同月30日に受託者による納付を確認した。【1-ア】</p> <p>総務部においては、令和2年9月29日付2総経第610号総務部長通知及び同日付2総経第617号経理契約課長通知により、遅延違約金の徴収起案に係る規程類を見直し、契約書等の写しを添付することを必須とした。【2-ア】</p> <p>また、令和2年12月に実施した令和2年度経理関係事務特別研修において、遅延違約金の徴収起案に係る規程類の一部変更について周知徹底した。【2-エ】</p> <p>装備部においては、令和2年9月24日付2装航第782号航空隊長長通知を發出し、適正な契約事務の徹底及び再発防止策を周知した。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					○				◎			○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
50	東京消防庁	確認体制を強化・徹底するなどにより、適正な積算を行うべきもの	<p>町田消防署は、日中の救急要請が多い地域に、救急隊が迅速に到着する体制を確保するため、町田駅の近くに救急隊の待機場所を整備する工事を競争入札により発注し、契約の締結をしている。</p> <p>本契約について見たところ、①積上げ共通仮設費の一部の単価に、交通整理員Bの単価を適用すべきところ、労務単価である交通誘導警備Bの単価を適用したこと、②共通仮設費には、「率共通仮設費」と「積上げ共通仮設費」の合計額を計上すべきところ、「積上げ共通仮設費」を計上していなかったことから、設計金額が40万1,500円過少となっていることが認められた。また、起工部署及び契約部署は、「適用基準及び経費計上先確認内訳書」を用いて、金額の確認を行っているものの、これらの部署によるチェック機能が有効に働いていない状況となっている。</p> <p>署は、工事契約に当たり、適正な設計金額を算定するため、確認体制を強化・徹底するなどにより、適正な積算を行われたい。</p>	<p>総務部においては、令和2年3月30日付31総経第1392号経理契約課長通知により、事業執行担当者による適切な積算事務及び契約事務担当者による予定価格設定時の契約目途額の検算の実施について周知した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>また、令和2年7月から9月に実施した会計自己検査において、工事の積算を重点検査項目とし、適正な積算の実施状況、起工部署と契約部署のチェック体制について確認した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>さらに、令和2年10月に実施した「施設事務本部教養」において、消防署の起工部署の職員に対し、適正な積算事務についての研修を行い、再発防止を徹底するとともに、同年12月に実施した「経理関係事務特別研修」において、施設事務分野の積算手続のルールや起工部署の起案内容を正しくチェックするための研修を行い、再発防止を徹底した。【2-エ】</p> <p>町田消防署においては、令和2年2月18日付31町総第1144号町田消防署長通知により、新たに作成した契約案件相互チェックリストを活用した複数チェックによる確認体制の確立及び再発防止について周知を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎
51	交通局	災害時応急手当用医療品の調達を適切に行うべきもの	<p>現在、職員部が各事業所に配備している災害時応急手当用医療品（以下「災害時医療品」という。）のうち、一部の災害時医療品については、有効期限の関係から3年ごとに調達している。仕様書において、その有効期限は、「平成30年1月以降に製造し、製造日から3年以上（消炎鎮痛パップ剤は1年6か月以上）」のものとしている。</p> <p>ところで、この災害時医療品の保管状況について確認したところ、巢鴨駅（三田線）、春日駅（三田線及び大江戸線）、日比谷駅（三田線）、三田駅（三田線及び浅草線）において、皮膚洗浄綿の有効期限が仕様書の条件を満たしていなかった。</p> <p>部は、検査の際に、調達品の有効期限等の確認を徹底し、災害時医療品の調達を適切に行われたい。</p> <p>なお、調達はこれまで納入期限を毎回6月から7月頃とするサイクルで行われており、次期調達の納入期限も同時期で行われると、次期調達前に有効期限が到来するものが3品目見受けられたことを付言する。</p>	<p>有効期限が仕様書の条件を満たしていなかった皮膚洗浄綿については、令和2年12月4日に契約締結し、同月24日に納品された。また、次期調達予定時期までに使用期限が到来する3品目についても、令和2年度中に納品するよう、令和3年2月5日に契約締結済みである。【1-イ】</p> <p>上記の契約の締結に当たっては、仕様書を見直し、納品書に使用期限を記載するように改めるとともに、「製造日から」という表現を「納入期限の日から」と改めた。【1-エ】</p> <p>部は、災害時医療品の使用期限について一覧表を作成し、それぞれの使用期限がわかるようにした。</p> <p>一覧表については、部が毎年確認し、使用期限到来前に納品できるように適切な管理を行うとともに、納品の都度、一覧表の更新を確実に行う。</p> <p>また、契約締結後において、仕様書の内容について契約相手方が改めて確認するとともに、使用期限が仕様書の内容を満たしていることを部の調達担当及び検査員の複数で確認する。</p> <p>【2-ウ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎			○			○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
52	交通局	収入調定金額の確定及び帳票類の取扱いを適正に行うよう指導すべきもの	<p>電車部は、地下高速電車の旅客運送に関する乗車券類の調定金額の確定並びに帳票類の取扱いについて、「東京都地下高速電車旅客帳票取扱要綱」（以下「要綱」という。）等により定めており、要綱第5条において、現金関係帳票類を作成したとき取扱者は、これに認印を押し、駅務区長（駅務助役を含む。）の検印を受けること、要綱第57条第2項において、駅務区長（駅務助役を含む。）は、現金関係帳票類と収入金を確認し、又は乗車券類受払簿等、乗車券類の出納関係帳票類と乗車券類の取扱状況とを照合しなければならないとしている。</p> <p>ところで、巣鴨駅及び日比谷駅において現金関係帳票類を確認したところ、現金関係帳票類にある取扱者と照合者は同一の駅務助役となっており、駅務区長又は取扱者とは別の駅務助役の照合を受けていない状況が年間を通じて認められた。このため、各駅を所管する電車部へ確認したところ、両駅のみならず大多数の駅においても、駅務区長又は取扱者とは別の駅務助役の照合を受けていない状況が年間を通じて認められた。</p> <p>部は、駅務区長及び複数の駅務助役が配置されている各駅に対して、収入調定金額の確定及び帳票類の取扱いについて、要綱に基づき適正に行うよう指導されたい。</p>	<p>電車部は、令和2年11月19日付事務連絡を各駅務管区長宛てに發出し、「駅務区長又は複数の駅務助役が配置されている駅においては、日計確定作業を行った者（取扱者）が認印を押印し、その者以外の駅務区長又は駅務助役が、現金関係帳票類と収入金を確認し、また乗車券類の出納関係帳票類と乗車券類の取扱状況とを照合した上で、検印を押印する」よう周知を図った。【1-エ】</p> <p>令和2年11月19日付事務連絡の実施状況について、各駅から日々部へ提出される帳票に表示された取扱者及び照合者を部の職員も確認することにより、再発防止を図っていく。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>なお、部は、令和3年3月1日に「東京都地下高速電車旅客帳票取扱要綱」を改正し、帳票類をペーパーレス化した。これに伴い、要綱で定めていた押印による複数人での確認は、駅操作端末への入力による複数人での確認に変更となっている。</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎			○	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要		
	措置区分					
53	交通局	寝具類の賃貸借契約を適正に行うとともに、単価契約の事務手続に係る指導を強化すべきもの	<p>局は、電車部、自動車部、車両電気部及び建設工務部の各部が使用する寝具類の賃貸借契約（単価契約）を行っており、自動車部における当該契約に係る指示及び履行確認について見たところ、次のとおり適正でない状況が認められた。</p> <p>① 指示 発注数量が予定数量と異なる場合は、指示書により受託者に変更後の数を指示する必要があるが、これを行っていない。</p> <p>② 履行確認 各事業所は、受託者から受領した完了報告書により検査確認を行い、その結果を部に送付している。部は、各事業所から送付された検査確認書により、受託者から受領した「履行完了届」に記載された数量等が適正か確認した上で、月ごとに支払手続を行っている。</p> <p>ところで、品川自動車営業所において作成した検査確認書と完了報告書を照合したところ、次のような状況が認められた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所は、完了報告書の数量と相違する検査確認書を作成し、部に送付している。 ・ 部は、4月分、5月分及び6月分について、検査確認書と履行完了届の数量が相違しているにもかかわらず支払手続を行い、また、5月分及び6月分については、検査確認書の数量が正しかったにもかかわらず、履行完了届の数量で支払手続を行っており、この結果1,280円の不経済支出となっている。 <p>令和元年の定例監査においても、局は寝具類の賃貸借契約について別の部で指示及び履行確認に関し指摘を受け、また、平成30年及び平成29年の定例監査でも、別の単価契約に関して指摘を受けており、単価契約に関する指摘が毎年繰り返されている状況となっている。</p> <p>このことから、総務部は、監査指摘事項に留意した局の業務監察（内部監査）を、資産運用部は、各部所の契約担当者を対象に実務研修等を行っているが、こうした実態を踏まえ、局は、各部所の契約担当者に対する指導を更に強化・徹底する必要がある。</p> <p>自動車部及び品川自動車営業所は、寝具類の賃貸借契約を適正に行われたい。</p> <p>総務部及び資産運用部は、各部所に対し、単価契約の事務手続に係る指導を更に強化・徹底されたい。</p>	<p>自動車部は、不経済支出となっていた、令和元年5月分及び6月分の過払分について、実査後、速やかに受託者に請求し、令和2年11月16日に収納した。【1-ア】</p> <p>自動車部は、今回の指摘を受け、発注数量等に変更が生じた場合は部から受託者へ指示することとした。</p> <p>【2-ウ】 あわせて、自動車部は、令和2年11月30日の庶務助役会議において、各営業所の庶務助役に対して今回の指摘内容を報告し、発注数量等に変更が生じた場合は「依頼書」を作成の上、部に送付するよう通知するとともに、部から業者へ指示する流れを説明した。【2-エ】</p> <p>また、支払にあたり、営業所・自動車部双方でチェック漏れがあったため、営業所では「依頼書」、「完了報告書」及び「検査確認書」の数量を必ず突合させてから書類を提出するよう指導した。</p> <p>加えて、自動車部においても「検査確認書」と「履行完了届」の数量及び金額を複数人で確認した上で支払処理を行うよう再発防止を図った。</p> <p>【2-ウ】 昨年に引き続き、寝具類の賃貸借契約に係る指摘を受けたことから、総務部は、令和2年10月から同年12月にかけて、計23事業所に対して行った業務監察において、重点監査事項の一つとして、寝具類の賃貸借に関する指示、履行確認の状況を確認するとともに、本局部門には支払処理状況の一斉調査も命じ、不適切な事例については是正・改善を指示することにより、現状把握とチェックの重要性を再認識させた。【2-ウ】</p> <p>資産運用部は、令和2年11月9日に開催した各部の契約担当者を対象とする契約事務連絡会において、定例監査で単価契約に関する指摘が繰り返されていることを踏まえ、単価契約における契約後の事務手続に関する指摘及び内容を説明し、適正な事務手続を行うよう注意喚起した。</p> <p>また、例年実施している事業所等の契約担当者を対象とした実務研修の際にも、契約後の適正な事務手続について注意喚起する。【2-エ】</p>		
					1	2
					アイウエ	アイウエ
					◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
54	水道局	「調査カード」に受付日等の記載や根拠書類の添付を適切に行うべきもの	<p>給水部は、配水管及び附属施設の突発的な事故対応や維持補修等、緊急対応が必要な工事を迅速に実施するために、「水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）」（以下「緊急工事」という。）を締結している。</p> <p>部の「単価契約業務発注の手引き」によると、苦情・通報・依頼等により、工事対象となる事象が発生した場合には、支所は、「調査カード・工事着手日指定書」（以下「調査カード」という。）に受付日や内容等を記載することとしている。</p> <p>そこで、東部第一支所及び東部第二支所における「緊急工事」について確認したところ、受付日より道路占用許可申請日等の日付の方が早く、このことは受付日より前に支所が工事に係る業務を開始している又は工事の必要性を認識しているもの、緊急に工事が必要となり、工事に係る業務を開始する上で、その理由となる経過記録や根拠書類が無いものが複数認められた。</p> <p>支所は、緊急工事の必要性を明確にするため、「調査カード」に受付日等の記載や根拠書類の添付を適切に行われたい。</p>	<p>東部第一支所及び東部第二支所において、令和2年2月及び同年4月に維持担当職員に対して説明会を開催し、「単価契約業務発注の手引き」により、「調査カード・工事着手日指定書」へ緊急工事が必要となった理由の記載、受付日等の記載や経過記録、根拠資料の添付について周知した。【2-エ】</p> <p>また、「調査カード・工事着手日指定書」に、工事を発注するための根拠として、緊急工事が必要となった理由が記載されているか、受付日等の記載や根拠資料が添付されているかなど、決裁時等に維持担当職員間で複数チェックを実施することとした。</p> <p>「調査カード・工事着手日指定書」の記載内容及び根拠資料の添付について、決裁時等に課長及び課長代理が確認を徹底することとした。【2-ウ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
55	水道局	組織決定を行った上で、工事施工に係る業務を行うべきもの	<p>給水部は、配水管及び附属施設の突発的な事故対応や維持補修等、緊急対応が必要な工事を迅速に実施するために、「水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）」（以下「緊急工事」という。）を締結している。</p> <p>部の「単価契約業務発注の手引き」によると、支所は、「調査カード・工事着手日指定書」により受注者、指示日、着手日、完成予定日、昼夜区分、工事内容等について決定を行った上で発注を行うこととしている。</p> <p>そこで、東部第一支所及び東部第二支所における「緊急工事」について確認したところ、指示日より前に、道路占用許可又は道路工事調整会議対象除外の申請を行い、承認を受けているもの、指示日より前に、受注者に道路占用許可申請書に添付する図面等の作成も行わせているものが複数認められた。</p> <p>このことは、支所が、組織決定を行う前に発注等の工事施工に係る業務を行っていることとなり、適正でない。</p> <p>支所は、組織決定を行った上で、工事施工に係る業務を行われたい。</p>	<p>東部第一支所及び東部第二支所において、令和2年2月及び同年4月に維持担当職員に対して説明会を開催し、「単価契約業務発注の手引き」により、「調査カード・工事着手日指定書」による組織決定後の発注を徹底するよう周知した。【2-エ】</p> <p>また、「調査カード・工事着手日指定書」作成時に、組織決定を行う前に発注等の工事施工に係る業務をしていないか、維持担当職員間で複数チェックを実施することとした。</p> <p>「調査カード・工事着手日指定書」の作成と発注状況について、決裁時等に課長及び課長代理が確認を徹底することとした。【2-ウ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
56	水道局	緊急性を適切に判断した上で緊急工事を実施すべきもの	<p>給水部は、配水管及び附属施設の突発的な事故対応や維持補修等、緊急対応が必要な工事を迅速に実施するために、「水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）」（以下「緊急工事」という。）を締結している。</p> <p>一方、局事業運営上速やかな対応が必要な工事を実施するため、「配水管小規模整備工事請負単価契約」（以下「小規模工事」という。）を締結している。</p> <p>この「緊急工事」と「小規模工事」について、部は、「単価契約業務発注の手引き」（以下「手引き」という。）により、緊急性の程度や工事期間等に応じて4区分に分けており、それぞれの工事の性質に応じた単価となっている。単価は原則として、「緊急工事」の突発対応が最も高く、以下、「緊急工事」の維持補修、「小規模工事」の小規模工事、「小規模工事」の整備工事の順となっている。</p> <p>また、各支所は、手引きに基づき、工事案件ごとに適用区分を判断し発注している。</p> <p>しかしながら、「緊急工事」の維持補修を適用した工事について、東部第一支所及び東部第二支所において、次のような案件が複数認められた。</p> <p>① 「調査カード」に誤った受付日が記録されている等「調査カード」に記載されている受付日、指示日、着手日及び完成予定日は、「緊急工事」に定められた工期を判断できるものとは認められない。</p> <p>② 手引きによると、緊急性の程度等に応じて適用する工事を判断し発注するよう定めており、これにより難しい場合は、部に協議を行わなければならないとしているが、支所は、これを行っていない。</p> <p>③ 支所が「緊急工事」とした理由を見ると、必ずしも「緊急工事」で行わなければならないものではなく、依頼者との調整の時期等によっては「小規模工事」で行えるものである。</p> <p>したがって、支所は「緊急工事」の適用について適切に判断したとは言えず、緊急性を客観的に担保するためには必ず根拠資料を備えておく必要がある、「緊急工事」としての合理的な理由が認められない。</p> <p>支所は、緊急性を適切に判断した上で緊急工事を実施されたい。</p>	<p>東部第一支所及び東部第二支所において、令和2年2月及び同年4月に維持担当職員に対して説明会を開催し、「単価契約業務発注の手引き」により、「調査カード・工事着手日指定書」に緊急工事が必要となった理由の記載、受付日等の記載や経過記録、根拠資料の添付、書面による組織決定後の発注の徹底について周知した。</p> <p>また、「調査カード・工事着手日指定書」に、工事を発注するための根拠として、緊急工事が必要となった理由が記載されているか、受付日等の記載や根拠資料が添付されているかなど、決裁時等に維持担当職員間で複数チェックを実施することとした。</p> <p>「調査カード・工事着手日指定書」の記載内容及び根拠資料の添付について、決裁時等に課長及び課長代理が確認を徹底することとした。</p> <p>【2-U、2-E】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
57	水道局	緊急工事に係る事務手続を適正に行うよう指導すべきもの	<p>給水部は、配水管及び附属施設の突発的な事故対応や維持補修等、緊急対応が必要な工事を迅速に実施するために、「水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）」（以下「緊急工事」という。）を締結している。</p> <p>部の「単価契約業務発注の手引き」（以下「手引き」という。）によると、苦情・通報・依頼等により、工事対象となる事象が発生した場合には、支所は、「調査カード・工事着手日指定書」（以下「調査カード」という。）に受付日や内容等を記載することとしている。</p> <p>しかしながら、東部第一支所及び東部第二支所の「緊急工事」において、次のような案件が複数認められた。</p> <p>① 「調査カード」の記載が不十分で、根拠資料が添付されていないことから、工事の緊急性が判断できない。</p> <p>② 支所が組織決定による発注を行う前に、支所や受注者が当該工事に係る業務を行っている。</p> <p>③ 緊急性の程度等に応じて適用する工事を判断するに当たり、手引きにより難しい場合は、部に協議を行わなければならないとしているが、支所は、これを行っていない。</p> <p>これらのことから、「緊急工事」により工事を行っていることが適切か確認できない状況となっている。</p> <p>部は、支所に対して、緊急工事に係る事務手続を適正に行うよう指導されたい。</p>	<p>給水部においては、事務手続を適正に行うよう各支所へ令和2年2月21日付31水給配第803号を通知するとともに、同年3月23日の維持担当課長代理会にて通知内容の再周知と手引きにより難しい場合は協議するよう改めて指導した。</p> <p>また、令和2年4月に「単価契約業務発注の手引き」の記載内容（処理日の定義や事務フロー）を明確にした。課長代理会（令和2年4月13日）や支所別説明会（同年6月3日から同月11日）において、「調査カード・工事着手日指定書」への工事理由の詳細な記載や根拠書類の添付などについて、関係する各支所職員へ周知徹底し指導を行った。【2-エ】</p> <p>さらに本取組が各支所に浸透するよう定期的な維持担当課長代理会（令和2年7月6日、同年8月25日、同年9月29日、同年12月1日及び同月14日）において、継続的に事務処理の徹底について確認を行った。</p> <p>【2-ウ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											○	◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要				
	措置区分							
58	水道局	フェンス取替工事に係る緊急性を適切に判断するとともに、事務手続を適正に行うべきもの	<p>給水部は、配水管及び附属施設の突発的な事故対応や維持補修等、緊急対応が必要な工事を迅速に実施するために、「水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）」（以下「緊急工事」という。）を締結している。</p> <p>一方、局事業運営上速やかな対応が必要な工事を実施するため、「配水管小規模整備工事請負単価契約」（以下「小規模工事」という。）を締結している。</p> <p>この「緊急工事」と「小規模工事」について、部は、「単価契約業務発注の手引き」（以下「手引き」という。）により、緊急性の程度や工事期間等に応じて4区分に分けており、それぞれの工事の性質に応じた単価となっている。単価は原則として、「緊急工事」の突発対応が最も高く、以下、「緊急工事」の維持補修、「小規模工事」の小規模工事、「小規模工事」の整備工事の順となっている。</p> <p>また、各支所は、手引きに基づき、工事案件ごとに適用区分を判断し発注している。</p> <p>ところで、中央支所は、「緊急工事」の維持補修を適用し、中央区立築地川公園内に占用許可を受け、水道管の設備である空気弁を設置し公園利用者が立ち入らないよう金網フェンスの取替工事を行っている。この工事について見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>① 同公園は、中央区が外柵等の改修工事を行ったところであり、区は中央支所に対し、フェンスについても景観上の配慮から公園の外柵と同様の仕様に取り替えるよう要望していた。取替時期は平成31年3月中旬以降であれば可能との連絡があり、支所は要望を受け、取り替えることにしたが、発注しても年度内に終了できないと判断し、新年度の平成31年4月1日に発注したものである。しかしながら、取替工事が可能となった時点から約2週間が経過し、即時対応を求める緊急工事を実施したことに合理的な理由は認められない。</p> <p>② 支所に対しフェンスの製作時期を確認したところ、平成31年3月25日付けで施工業者にフェンスが納品されていることが認められた。これは、支所が平成31年4月1日の発注の前に、施工業者に対しフェンスを調達するよう指示したことによるものである。</p> <p>支所は、フェンス取替工事に係る緊急性を適切に判断するとともに、事務手続を適正に行われたい。</p>	<p>中央支所内において、フェンスの取替工事については、破損により第三者がフェンス内に立ち入る恐れや倒壊等により第三者被害が発生する恐れがある場合を除き、水道緊急工事（維持補修工事）を適用しないこと及び組織決定後の発注の徹底について、令和2年3月2日に配水課維持担当職員へ事務連絡で通知した。【2-エ】</p>				
					1	2		
					ア	イ	ウ	エ

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
59	水道局	<p>工事の完成予定日を超過する場合には、受付処理経過簿に理由を記録すべきもの</p>	<p>給水部は、「水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）」を締結し、工事案件の受付、調査、発注、検査、支払等について「単価契約業務発注の手引き」（以下「手引き」という。）を定めている。</p> <p>手引きによると、支所は、「調査カード・工事着手日指定書」により工期（着手日及び完成予定日）の決定を行い、地元住民や道路管理者・他企業との調整等により完成予定日を超過する場合には「受付処理経過簿」にその理由を記録することとしている。</p> <p>これは、この契約が、①緊急で工事を行う必要があること、②2週間～2か月程度の短期間で工事を完成させる必要があることから、完成予定日を超過した理由を明確にしておかなければならないためとのことである。</p> <p>しかしながら、東部第一支所においては4件、東部第二支所においては3件の工事案件について、完成予定日を超過した理由を記録しておらず、適正でない。</p> <p>支所は、完成予定日を超過する場合には受付処理経過簿に理由を記録されたい。</p> <p>部は、手引きに定められた事務手続を行うよう、支所を指導されたい。</p>	<p>東部第一支所及び東部第二支所において、令和2年2月及び同年4月に維持担当職員に対して説明会を開催し、「単価契約業務発注の手引き」により、工期延伸（完成予定日を超過）を行う場合は、「調査カード・工事着手日指定書」による工期の変更並びに理由の記載、「受付処理経過簿」への理由記載を徹底するよう周知した。</p> <p>【2-エ】</p> <p>また、「調査カード・工事着手日指定書」や「受付処理経過簿」に、工事を延伸する根拠として、延伸理由が分かる記載又は資料が添付されているかなど、決裁時等に維持担当職員間で複数チェックを実施することとした。</p> <p>「調査カード・工事着手日指定書」の記載内容等については、決裁時等に課長及び課長代理が、「受付処理経過簿」については、進行管理会議等の定期的な機会に、課長及び課長代理がそれぞれ確認を徹底することとした。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>給水部においては、事務手続を適正に行うよう各支所へ令和2年2月21日付31水給配第803号を通知し、同年3月23日の維持担当課長代理会にて工期が超過した場合の延伸理由記載について指導した。</p> <p>また、課長代理会（令和2年4月13日）や支所別説明会（同年6月3日から同月11日）において、関係する各支所職員へ周知徹底し指導を行った。さらに本取組が各支所に浸透するよう定期的な維持担当課長代理会（令和2年7月6日、同年8月25日、同年9月29日、同年12月1日及び14日）において、継続的に事務処理の徹底について確認を行った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											○	◎
60	水道局	<p>水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）における完了検査を適正に行うべきもの</p>	<p>給水部は、「水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）」を締結し、各支所はこの契約に基づき、工事の発注、完了検査及び工事代金の支出を行っている。</p> <p>北部支所において、工事の施工状況を確認したところ、舗装取り壊しの数量及び表層工の数量を誤って計上していた。</p> <p>このため請求金額が7万2,901円過大となっているにもかかわらず、支所は、検査完了として工事代金の支出を行っており、適正でない。</p> <p>支所は、完了検査を適正に行われたい。</p>	<p>過大に支出した工事代金7万2,901円については、返還を求め、令和2年2月14日に受注者から返還された。【1-ア】</p> <p>北部支所において、令和2年1月15日に緊急課長代理会・維持担当会を開催し、単価契約工事（維持補修工事）における完了検査を適正に行うため、複数チェックによる体制強化等を行っていくよう周知徹底を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
61	水道局	水質検査を行ったことが確認できる書類を求めた上で、完了検査を行うべきもの	<p>給水部は、「水道緊急工事請負単価契約（維持補修工事）」を締結し、各支所はこの契約に基づき、工事の発注、完了検査及び工事代金の支出を行っている。</p> <p>この契約の仕様によると、受注者が貯水槽の清掃を行う場合には、清掃の前後に簡易水質検査（残留塩素濃度、色、濁り、臭い、味）を実施し、水質基準に適合することを確認した後、給水を行うこととしている。</p> <p>また、清掃後、受注者は、作業内容が確認できる写真及び簡易水質検査結果等を記載した貯水槽清掃報告書を速やかに監督員へ提出することとなっている。</p> <p>そこで、東部第一支所において、令和元年7月17日に受注者に対して指示した工事について確認したところ、写真及び貯水槽清掃報告書の提出がなく検査完了としており、適正でない。</p> <p>支所は、受注者に対し、水質検査を行ったことが確認できる書類の提出を求めた上で、完了検査を行われたい。</p>	<p>東部第一支所において、令和2年2月及び同年4月に維持担当職員及び検査員に対して説明会を開催し、工事請負単価表の特記仕様書により、貯水槽清掃業務では、作業内容が確認できる写真及び簡易水質検査結果等を記載した貯水槽清掃報告書を受注者から必ず提出させ、確認することを徹底するよう周知した。</p> <p>令和2年4月9日、今年度の緊急工事契約の全受注者（7者）に対し、特記仕様書及び貯水槽清掃報告書を配布し、貯水槽清掃前後の簡易水質検査の実施及び清掃後に作業内容が確認できる写真及び簡易水質検査結果等を記載した貯水槽清掃報告書の監督員への速やかな提出の徹底について周知した。</p> <p>【2-E】 貯水槽清掃業務を行った際は、簡易水質検査の写真及び貯水槽清掃報告書の提出の有無について、完成日までに課長代理に加えて新たに課長が確認し、再発防止を徹底することとした。</p> <p>【2-U】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
62	水道局	給水管耐震強化工事に係る発注方法について支所に対し指導すべきもの	<p>給水部は、事故や災害等により都内全域で突発的に発生する水道管の事故対応を行うことなどを目的として、「水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）」を66者との間で契約締結している。</p> <p>このため、個々の工事の発注に当たっては、公平かつ公正に受注者を選定する必要があることから、部は、「単価契約業務発注の手引き」により、次のとおり、各支所に対して受注者の選定方法を定めている。</p> <p>① 主たる履行区域として支所ごとに配置された受注者を発注対象とする。</p> <p>② 「発注順位通知書」を作成して各受注者に通知し、その順番で発注することを原則とする。</p> <p>③ 月ごとに「発注状況整理簿」を作成し、各受注者の累計発注件数等を記載する。</p> <p>東部第一支所及び東部第二支所において、この契約のうち、給水管耐震強化工事の発注状況整理簿を見たところ、監査日（令和2年1月14日及び同月22日）現在、受注者ごとの累計発注件数が均等になっておらず、ばらつきがある状況が認められた。これは発注順位通知書の順番どおりに発注を行っていないことによるものである。</p> <p>部は、各支所に対し、給水管耐震強化工事に係る発注方法について、発注順位通知書により適切に行うよう指導されたい。</p>	<p>発注の手引きの給水管耐震強化工事に関する発注整理簿について、公平性が判別できる様式となるよう令和元年度に見直し、令和2年度から発注順位通知書に沿った運用を開始した。</p> <p>【2-U】 また、令和2年4月15日に実施した課長代理会議において、監査状況及び「単価契約業務発注の手引き」の見直し点を周知徹底した。【2-E】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
63	水道局	突発的な小規模工事に係る発注方法と発注整理簿作成について支所に対し指導すべきもの	<p>給水部は、事故や災害等により都内全域で突発的に発生する水道管の事故対応を行うことなどを目的として、「水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）」を66者との間で契約締結している。</p> <p>このため、個々の工事の発注に当たっては、公平かつ公正に受注者を選定する必要があることから、部は、「単価契約業務発注の手引き」（以下「手引き」という。）により、次のとおり、各支所に対して受注者の選定方法を定めている。</p> <p>① 主たる履行区域として支所ごとに配置された受注者を発注対象とする。</p> <p>② 「発注順位通知書」を作成して各受注者に通知し、その順番で発注することを原則とする。</p> <p>③ 月ごとに「発注状況整理簿」を作成し、各受注者の累計発注件数等を記載する。</p> <p>北部支所において、この契約の発注業務のうち、事案の発生は住民等の通報により判明するものであるが、工事承諾がその場で得られないなどの理由により即日工事できないもの（以下「突発小規模工事」という。）について見たところ、発注順位通知書及び発注整理簿が作成されていないことから、どのように発注業者を決め、実際にどのように発注したか確認することができない状況であった。</p> <p>これは、部が、支所に対し、突発小規模工事について公平・公正を確保するための、発注とその管理に係る具体的な方法を手引きに明記していないことによるものである。</p> <p>部は、支所に対して、突発的な小規模工事についての発注と、発注状況を確認できる整理簿の作成について、方法を示し指導されたい。</p>	<p>突発小規模工事は、漏水発見当日に修理できず翌日以降に行う漏水修理であるが、緊急工事であるため、既存の「機動作業発注順位通知書」に基づき、当日の待機業者を含む修理予定日の上位の受注者へ発注し「発生状況整理簿」を作成する旨、「単価契約業務発注の手引き」に明記し、令和2年5月8日付2水給配第106号「単価契約業務発注の手引の一部改定について」で各支所へ周知した。なお、「単価契約業務発注の手引き」の改定は令和元年度内に行い、令和2年度から運用を開始した。【2-ウ】</p> <p>また、令和2年4月15日に実施した課長代理会議において、監査状況及び改善策を周知徹底した。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
64	水道局	水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）における完了検査を適正に行うべきもの	<p>給水部は、「水道緊急工事請負単価契約（漏水修理工事）」を締結し、各支所はこの契約に基づき、工事の発注、完了検査及び工事代金の支出を行っている。</p> <p>東部第二支所において、工事の施工状況を確認したところ、昼間施工の単価により請求された工種が、実際には夜間に施工されていたことが認められた。夜間施工の単価は割増となるため、請求金額が10万6,771円過小となっているにもかかわらず、支所は、検査完了として工事代金の支出を行っており、適正でない。</p> <p>支所は、完了検査を適正に行われたい。</p>	<p>請求金額の過小分10万6,771円については、相手方から請求の上、令和2年3月5日に支払った。【1-ア】</p> <p>令和2年2月5日及び新年度職員異動後の同年4月23日に、東部第二支所給水課において緊急課長代理会・漏水防止担当会を開催し、単価契約工事（漏水修理工事）における完了検査を適正に行うため、単価適用の注意喚起と担当者、課長代理及び検査員による施工写真チェック強化等、請求書のチェック体制の強化について周知徹底を行った。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
					◎							○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要					
	措置区分								
65	水道局	契約変更に伴う事務手続を適正に行うべきもの	<p>局は、通年で随時発生する案件に対応するため、複数の工種の単価から成る単価契約を締結している。</p> <p>この契約では、施工後受注者が工事施行確認願を局に提出し、局が検査を実施して検査合格後、工事代金の支払を行っている。</p> <p>ところで、これらの契約では単価の金額改定を行う契約変更が行われており、契約期間の始期に遡及適用される内容であることから、契約変更前の案件は、契約変更前に請求があった場合は旧単価で支払った上で差額を支払い、契約変更後に請求があった場合は新単価で支払うとしている。</p> <p>立川給水管理事務所、多摩給水管理事務所及び給水部において工事施行確認願を見たところ、契約変更前にもかかわらず、契約変更後の単価（金額）が記載され、検査及び支払が行われている事例が見受けられた。</p> <p>施工管理及び検査を実施した立川給水管理事務所、多摩給水管理事務所及び給水部は、工事施行確認願提出に係る適正な検査書類の作成など、契約変更に伴う事務手続を適正に行われた。</p> <p>また、契約締結部署である多摩水道改革推進本部は、所管の給水管理事務所において契約変更に伴う事務手続が適正に行われるよう指導されたい。</p>	<p>契約変更に伴う事務手続について、変更前後の単価で作成した工事施行確認願に基づき、正しく検査が行われるよう事務処理ルールを新たに定めた。</p> <p>【2-U】</p> <p>契約期間の始期に遡及適用される請負単価の契約変更が実施され、かつ、契約変更後に受注者から新単価で請求があった場合は、旧単価が記載された工事施行確認願で検査を実施した後、新単価により工事代金を計算し直した資料と併せて支払根拠とし、事務手続を適正に行うことについて、令和2年4月及び同年5月に文書を発出した。</p> <p>【2-U】</p> <p>あわせて、局給水管理事務所及び東京水道株式会社関連事業所を訪問指導し、多摩水道改革推進本部及び給水部による自主監察を行うとともに、事務手続の周知徹底を図った。さらに、令和2年6月に説明会を開催し、継続的な指導を行った。【2-E】</p>					
					1	2			
					ア	イ	ウ	エ	ア
								◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
66	下水道局	流出解析と実施設計を要する分水人孔であるかを適正に判断すべきもの	<p>北部下水道事務所は、委託契約により、17か所の分水人孔にガイドウォール等を設置するための工事を設計しているが、この設計に基づく起工・発注を行っていない。</p> <p>そこで、この理由について見たところ、実施設計について、次のとおり、適正でない点が認められた。</p> <p>5つの分水人孔について、実施設計前における流量計算では、ガイドウォール等を設置すると溢水の危険があるとされていたが、本実施設計において流出解析により溢水の危険について判定し直したところ、計画降雨時の溢水は発生しないと報告されている。</p> <p>所は、流出解析では溢水は発生しない結果となったものの、ガイドウォールの設置により水位が上昇すると溢水の可能性が増大することを考慮し、ガイドウォール等の設置工事を起工・発注していない。</p> <p>つまり所は、この実施設計において行った流出解析の結果にかかわらず、起工・発注をしておらず、流出解析は行う必要がなかったと認められる。</p> <p>所は、簡易合流改善施設の実施設計の発注に当たり、流出解析または実施設計を要する人孔であるかを適正に判断されたい。</p>	<p>所は、令和2年4月8日付事務連絡により、流出解析結果の活用方法を十分に確認した上で実施設計を発注することについて、関係職員に通知し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>建設部は、令和2年7月6日の設計調整連絡会において、指摘内容を関係職員に周知し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎
67	下水道局	前提条件を確認の上で実施設計を発注すべきもの	<p>北部下水道事務所は、委託契約により、17か所の分水人孔にガイドウォール等を設置するための工事を設計しているが、この設計に基づく起工・発注を行っていない。</p> <p>そこで、この理由について見たところ、実施設計について、次のとおり、適正でない点が認められた。</p> <p>1か所の分水人孔については、簡易合流改善施設の実施設計に先行して、同一流域において再構築実施設計が第一基幹施設再構築事務所において行われている。</p> <p>また、9か所の分水人孔についても、同様に先行して千川増強幹線の調査設計が第一基幹施設再構築事務所において行われている。</p> <p>北部下水道事務所が行った簡易合流改善施設の実施設計は、分水人孔の構造や水位によってガイドウォール等水流制御装置の種類や設置位置を定めるものであるから、これら10か所の分水人孔については、設計の前提条件となる水位が変動する可能性があることを考慮し、変動後の水位を確認してから実施設計を発注すべきであるのに、所はこれを考慮しないまま発注しており、適正でない。</p> <p>所は、前提条件を確認の上、実施設計を発注されたい。</p>	<p>所は、令和2年4月8日付事務連絡により、実施設計の前提条件となる近隣の設計内容や他の事務所の工事実施スケジュールを十分に確認し、必要な調整等を行った上で実施設計を発注することについて、関係職員に通知し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>建設部は、令和2年7月6日の設計調整連絡会において、指摘内容を関係職員に周知し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
68	下水道局	工事変更マニュアルに定められた手続を適正に行うべきもの	<p>局の工事変更マニュアルでは、所管事務所の工事変更審議委員会に付議する場合の手続及び必要書類について定めている。</p> <p>ところで、中部下水道事務所の工事変更について確認したところ、定められた必要書類の一部が作成されないまま、契約変更を待たずに施工されていた案件があった。</p> <p>しかしながら、施工内容を変更する上記手続は、本来、契約変更の手続を行ってすべき現契約の内容と相違する施工を、必要最低限の手続により可能としたものであり、定められた書類を作成していないことは、契約変更に先立って行うために必要最低限の客観的書類が備わっていないこととなり適正でない。</p> <p>所は、工事変更マニュアルに定められた手続を適正に行われたい。</p>	<p>所は、令和2年1月16日付事務連絡により、工事変更に必要な書類提出を徹底することについて、関係職員に通知し、再発防止の徹底を図った。</p> <p>建設部は、令和2年7月31日の実務担当者との連絡調整会議において指摘事項を周知し、また、同年12月14日付事務連絡により、工事変更に係る手続の適正な実施について工事所管部所宛てに通知し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎
69	下水道局	工事の一時中止に伴う基本計画書にある受注者の業務の確認を適切に行うべきもの	<p>西部第二下水道事務所は、委託契約に係る工事の一時中止を行い、中止に伴う費用を算定している。</p> <p>ところで、局が定める土木工事標準仕様書では、工事の一時中止をする場合、受注者は、中止期間中の維持・管理に関する「基本計画書」を当局に提出し、承諾を得なければならないとしている。</p> <p>そこで、受注者が提出した基本計画書及びその後の状況を確認したところ、次のとおりであった。</p> <p>① 受注者は、工事現場の維持・管理を3名体制で行うとする基本計画書を所に提出、所は、それを承諾。</p> <p>② 受注者は、工事現場の維持・管理を基本計画書通りに行い、3名分の労務費を含めた工事中止に伴う請求書類を所へ提出。</p> <p>③ 所は、受注者から提出された請求書類を確認したところ、2名の業務について重複が見られること及び1名の業務の一部について基本計画書に記載のない業務が含まれていたことから、受注者と協議し、3名中1名の労務費全額を減額した額を工事中止に伴う増加費用として決定。</p> <p>しかしながら、所が、業務の重複と判断した根拠書類では、その全てが重複するものであるのか、また、複数名で行うことが妥当であると認められないものであるのか判断できるものではなかった。また、減額対象となった者が行った業務には、基本計画書に定められた業務が、他の者と重複せずに行っているものも含まれていた。このことから、減額に関する十分な確認や根拠によって行ったものとは認められない。</p> <p>所は、工事の一時中止に伴う基本計画書にある受注者の業務の確認を適切に行われたい。</p>	<p>所は、令和2年3月27日に、工事中止に伴う基本計画書の確認及び履行報告について、関係職員を対象に職場研修を実施することで、再発防止の徹底を図った。</p> <p>建設部は、令和2年7月31日の実務担当者との連絡調整会議において指摘事項を周知し、また、同年12月14日付事務連絡により、工事の一時中止に伴う基本計画書の適切な確認について、工事所管部所宛てに通知し、再発防止の徹底を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
												◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
70	教育庁	受託者に対し適時適切な指導を行えるよう改めるべきもの	<p>西部学校経営支援センターは、登下校時の交差点等における立哨や交通安全の確保に必要な措置をとるため、交通誘導警備員を配置する契約を締結している。</p> <p>当該契約において、受託者は、本業務に従事させる者のほか、代替者の確保を行うことで十分な体制をとることとなり、交通量の多い交差点等2か所に各1名の交通誘導警備員を配置することとしている。</p> <p>ところで、都立町田の丘学園における業務の履行状況について確認したところ、交通誘導警備員1名の欠勤があったにもかかわらず、代替者は配置されず、1名のみで履行されている日があった。</p> <p>センターは、当日配置を予定していた業務従事者が業務に従事できないことが判明した場合には、代替者を従事させるとともにセンター及び学校に連絡を行うことを本件仕様書に明記するなど、受託者に対し、適時適切な指導を行えるよう改められたい。</p>	<p>西部学校経営支援センターは、当該業務委託の受託者に対し、「仕様書の内容変更についてのごお願い（協議）」（令和2年12月2日付2西支セ管第1460号）により協議を行い、同日（令和2年12月2日）に承諾を得て、当日配置を予定していた業務従事者が配置できないことが判明した場合には、受託者は代替の者を従事させるとともに保全監督員と委託者に連絡を行うこととし、適時適切な指導が行えるよう仕様書の変更を完了した。</p> <p>【2-イ】 当契約の仕様内容をセンターに指導している都立学校教育部は、各学校経営支援センター及び各都立学校長に対し、「通学路交通誘導警備等業務委託等にかかる仕様書の内容変更について」（令和2年12月10日付事務連絡）により、受託者に対し適時適切な指導が行えるよう仕様書の内容変更を周知徹底した。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎		○
71	教育庁	語学研修における業務委託契約及び支払事務を適正に行うべきもの	<p>都立羽村高等学校は、「海外学校間交流事業」の該当校となったことから、海外語学研修実施に向け、海外学校間交流事業の実地踏査のための業務委託契約を締結し、実地踏査を実施している。実地踏査を受け、学校は、実施予定としていた海外語学研修における引率のため、旅行会社と打合せ等を行った。この時点で口頭でのやり取りによる委託業務の発注が実質生じていたにもかかわらず、学校は契約手続を行っていなかった。</p> <p>ところが、その後、新型コロナウイルス感染症の流行拡大により海外語学研修の実施は困難となったことを受け、学校は、口頭により実質発注をしていた旅行会社に業務委託契約をキャンセルする旨連絡したところ、キャンセル料が発生し、支払う必要が生じた。そこで、学校は、キャンセル料の支払を目的として、語学研修における業務委託契約を締結した。</p> <p>しかしながら、本件契約及びキャンセル料の支払は、次の理由から不適正なものであると認められる。</p> <p>① 本来、委託業務内容を受託者に発注するには、所定の手続を経て契約を締結しなければならないにもかかわらず、契約を締結しないまま口頭により発注をしている。</p> <p>② 海外語学研修引率のために締結した契約書がなく、金額の根拠が確認できないキャンセル料を精算するため、形式的に結んだ契約書により、支払っている。</p> <p>校は、語学研修における業務委託契約について契約及び支払事務を適正に行われたい。</p>	<p>都立羽村高校経営企画室内において、令和3年1月7日、契約事務に関する職場内研修を実施し、経営企画室長、担当者及び他の係員においても契約の方法や具体的な手順を学ぶことにより、契約事務全般に対する共通理解を図った。今後は、学校行事の実施時には、計画段階から経営企画室職員も関わり、適正な契約事務・支払事務が行えるよう、校内及び経営企画室内においても情報共有を徹底する。</p> <p>【2-エ】 総務部は、適正な契約・支出事務の徹底を図るため、各部に対して令和2年12月10日付「都立学校等における適正な契約事務の徹底について」を通知した。指導部は、適正な予算執行について徹底を図るため、関係する全都立学校に対して令和2年12月11日付「海外学校間交流推進事業に関する適正な予算執行について」を通知した。また、令和3年1月の校長連絡会においても本件について説明し、本事業における適正な事務処理を指導した。</p> <p>【2-エ】 また、各学校向けに適正な事務手続を喚起するチェックリストと、指導企画課の事務担当者が各学校の予算執行状況を確認して指導助言を行うためのマニュアルを新たに作成した。今後は、指導企画課の課長代理及び事務担当者がチェックリストとマニュアルを活用して契約及び支払事務が適正に行われるよう各学校への指導を徹底する。【2-ウ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
										◎		○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
72	教育庁	図書館管理業務委託における履行の確認や受託者の指導・監督等を適切に行うべきもの	<p>東部学校経営支援センター及び中部学校経営支援センターは、高等学校の図書室及び司書室等（以下「図書館」という。）の各種管理業務について委託契約を締結している。</p> <p>仕様書では、本件契約の履行場所である学校は、前月の20日までに、「業務指示書」により通常業務並びに特別業務の予定内容等を受託者に指示し、これ以降に「業務指示書」の内容を変更する場合、変更後の「業務指示書」により指示することとしている。また、当月の業務終了後、受託者から提出された「委託完了届」及び「業務報告書」については、学校が確認後、各センターの契約担当者へ提出し、各センターの契約担当者は、学校から提出された書類により、本件契約の履行完了を確認した上で、受託者からの請求に基づき、実績に応じた支払を行うこととしている。</p> <p>ところで、本件契約の履行状況について都立葛飾野高等学校及び都立富士高等学校において見たところ、次のとおり、適切でない事例が認められた。</p> <p>都立葛飾野高等学校では、</p> <p>① 仕様書において、受託者は、受託業務を円滑に処理できる人員を学校ごとに複数人配置するとしているが、配置していない日があるなど、仕様を満たした配置を行っていないことが認められた。</p> <p>② 「業務指示書」と「業務報告書」に相違があり、学校は、口頭で業務指示を変更したとしている。しかしながら、変更後の「業務指示書」がなく、受託者の履行内容が学校の業務指示を満たしているか確認できない。また、図書館の利用案内の原稿等、各種資料を作成する特別業務については、資料作成1件について1回として指示しているが、作成資料件数と指示回数との関係が不明確となっており、受託者の履行内容が学校の業務指示を満たしているか確認できない。</p> <p>③ 受託者から日々提出される「業務日誌」及び「履行確認簿」について、「業務日誌」は確認しているものの、支払金額の基礎となる「履行確認簿」については、年間を通して確認を行っていない。</p> <p>都立富士高等学校では、</p> <p>① 仕様書及び特記仕様書において、受託者は、学校へ事前連絡した上で月2回以上学校訪問し、学校と必要な打合せ調整を行うこととしており、この履行確認については、「業務報告書」や「業務日誌」又はその他関係書類（打合せ記録等）による確認が必要であるが、これらの資料（次頁へ続く）</p>	<p>都立葛飾野高等学校では、令和2年12月1日、今回の指摘事項について、受託者に対し改善申入書により改善要望を行った。令和2年12月2日に受託者から改善報告書を受領し、それ以降は適正に複数人配置されている。【2-エ】</p> <p>また、令和3年1月15日の図書館運営委員会において、「定例監査における指摘事項とその改善策について」により以下のとおり再発防止の取組を行った。</p> <p>① 複数人配置が行われなかったことを看過することがないよう、「履行確認簿」により、日々、履行状況を複数人で確認する。【2-ウ】</p> <p>② 「業務指示書」を提出した後に、業務内容を変更する必要がある場合は、変更後の「業務指示書」を作成し、受託者に提出することを再度周知徹底した。</p> <p>また、不明確な指示がないように決定権者である校長を始め複数人で確認する。【2-ウ】</p> <p>③ 「履行確認簿」について、校長を始めとして、複数チェックを行う。【2-ウ】</p> <p>都立富士高等学校では、令和3年2月10日に図書館運営委員会において「定例監査における指摘事項とその改善策について」により、以下のとおり再発防止の取組を行っている。</p> <p>① 受託者の学校訪問日について、校内で情報共有を図り、学校訪問当日は、業務日誌の閲覧時に学校訪問があった旨の記載を複数チェックすることで、記載がない場合、受託者に指導できるようにした。【2-ウ】</p> <p>② 業務の履行状況について不十分な点がある場合は、校内で情報共有を図るとともに、契約者である学校経営支援センターとも連携を図り受託者に改善の申入れを行えるよう体制を整えた。また、改善方法として、受託者が研修を行った場合は、業務改善報告書とともに研修結果報告書を併せて提出することを受託者に指導した。【2-ウ】</p> <p>都立学校教育部では、今回の指摘事項を重大に受けとめ、令和3年2月2日付けで都立葛飾野高等学校及び都立富士高等学校に対し、「業務委託における履行確認及び受託者への指導・監督等の適正化について」を发出し、業務委託における履行の確認や受託者の指導・監督等の適正化を図るよう指導した。【2-エ】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
72	教育庁	図書館管理業務委託における履行の確認や受託者の指導・監督等を適切に行うべきもの	<p>(前頁から) には記載がなく、学校訪問業務の履行が確認できない。</p> <p>② 仕様書において、a 受託者は、業務の履行状況について、学校から改善の申入れを受けたときは、必要な改善を実施し、改善結果を書面により学校に報告すること、b 受託者は、業務開始後、必要に応じて研修を実施し、「研修報告書」を学校に提出すること、c 委託者は、業務従事者等に業務に関する能力が不足していると判断した場合、受託者に対し、改善を求めることができ、改善を求められた受託者は、追加の研修を実施する等、誠実かつ速やかに対応すること、とされている。</p> <p>ところで、学校は責任者の指導等が不十分な状態が見られたとして、受託者に対し、改善の申入れを行った結果、改善したとしているが、a に反し、受託者に改善結果を報告させていない。また、b に反し、受託者に「研修報告書」を提出させていない。加えて、学校は受託者に対し、研修の実施などによる改善を求め、改善したとしているが、c に反し、研修実施の報告をさせていない。</p> <p>これらのことから、学校の改善の申入れに係る受託者の改善結果が確認できない。</p> <p>両校は、図書館管理業務委託における履行の確認や受託者の指導・監督等を適切に行われたい。</p>									
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
73	教育庁	検査を適正に行うべきもの	<p>地方公共団体のなす契約に準用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律第5条では、契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期について、相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならないと定められている。</p> <p>ところで、都立南葛飾高等学校は、全日制生徒の個人写真の購入契約を締結しており、契約関係書類を確認したところ、履行期限が令和元年5月31日であるにもかかわらず、納品書の日付及び検査日は同年7月16日となっていた。</p> <p>校は、検査を適正に行われたい。</p>	<p>都立南葛飾高等学校では、以下のとおり再発防止の取組を行っている。</p> <p>経営企画室長が定例監査指摘に関する再発防止研修及び検査員研修を令和2年12月21日付けで実施し、今回指摘された箇所の注意すべき点、防止策を周知した。【2-エ】</p> <p>契約担当者だけでなく、経営企画室長が契約台帳により履行期限、検査日等を日々確認することで進行管理体制の強化を図る。【2-ウ】</p> <p>また、都立学校教育部では、今回の指摘事項について重大なことと受け止め、事務処理の適正化を図るよう都立南葛飾高等学校宛てに令和3年2月2日付けで「契約業務に係る事務処理の適正化について」を通知するとともに、全都立学校宛てに同月17日付けで「契約業務に係る事務処理の適正化について(注意喚起)」を通知した。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											○	◎

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要			
	措置区分						
74	都民安全推進本部	外国人向け交通安全教育動画の有効活用について	<p>総合推進部は、平成27年度に、日本の言葉や生活習慣に不慣れな外国人旅行者等の日本の交通ルールの遵守及びマナーの向上のため、交通ルールの基本等を紹介する交通安全教育動画を委託契約により9言語で作成し、DVDに収録して日本語学校等へ貸出しを行うとともに、平成28年度から、動画配信サイトを通じてインターネットにより配信し、外国人旅行者等に対する交通安全教育教材として活用しているが、インターネットによる配信状況を確認したところ、次の状況が認められた。</p> <p>① 動画配信サイトにおけるタイトルは、日本語で表記され、また、フリーワード検索の結果として外国人向け動画を表示させるには、日本語のタイトルを入力しなければならないことから、外国人旅行者等にとって動画の内容が分かりづらく、見つけづらいものとなっている。</p> <p>② 監査日(令和2年10月1日)現在、配信されている言語は、英語及び中国語のみとなっている。</p> <p>部は、より多くの外国人旅行者等に日本の交通ルール等を伝えられるよう、動画のタイトル等を見直すとともに、配信言語に関しては、訪日外客数や費用対効果などを考慮の上、韓国語、更にはその他の言語も含めて必要に応じて拡大することで、外国人向け動画を一層有効に活用することが望まれる。</p>	<p>「外国人向け動画」を、外国人旅行者等にとって内容が分かりやすく、見つけやすいものとするため、令和2年11月から、各動画のタイトルを英語で表記するとともに検索も英語により可能とした。【1-エ】</p> <p>また、訪日外客数や費用対効果などを考慮した結果、同年11月から、既に配信されている英語及び中国語以外の7言語を動画配信サイトにより配信した。【1-エ】</p> <p>本部内において、外国人向け動画を作成した際は、動画配信サイトによる配信などを積極的に行う旨の周知を令和3年2月に部内ポータルサイト(掲示板)にて行い、再発防止を注意喚起した。【2-エ】</p> <p>また、動画を多言語で配信する際は、外国人旅行者等にとって内容が分かりやすく、かつ、見つけやすいものになっているか、広報担当職員及び資産管理担当職員がチェックすることとした。【2-ウ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
			◎			○	○
75	産業労働局	受託者の事故防止のための対策を講じることについて	<p>多摩職業能力開発センター府中校(以下「府中校」という。)では、植栽等の管理委託を行っている。</p> <p>労働安全衛生規則第519条では、事業者は、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けるか、又は、労働者に墜落制止用器具を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと定めている。</p> <p>ところで、本委託の履行状況を示す写真を見たところ、作業員は深さ約4.8メートルの地下ドライエリアの開口部において、墜落制止用器具等を使用せずに除草作業をしていることが認められた。</p> <p>府中校は、業務委託契約において危険箇所での作業が必要となる場合には、仕様書等において作業における危険箇所等を明示することにより、受託者の事故防止のための対策を講じることが望まれる。</p>	<p>府中校は、令和2年度の当該契約から仕様書等において作業における危険箇所を明示して契約を行った。</p> <p>【2-イ】</p> <p>局は、本指摘を踏まえ、令和3年2月18日付事務連絡にて、契約事務を適切に行うよう局内に周知した。</p> <p>また雇用就業部は、局の通知を受け、令和3年2月19日に、他の事業所に対してもより適切な事務処理(危険箇所の明示)を行うように周知を行った。【2-エ】</p>			
					1	2	
					ア	イ	ウ
				◎			○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
76	水道局	リース契約の事務処理について	<p>地方公営企業のリース取引については、地方公営企業法施行令により、平成26年度から、リース取引の契約内容に応じて、売買取引や賃貸借取引に準じた会計処理を行うリース会計が導入された。</p> <p>水道局では、多数のリース契約を締結している。上記リース会計の導入により、リース取引は、地方公営企業施行規則（以下「規則」という。）に定めるファイナンス・リース取引（規則第1条第13号、第14号）とオペレーティング・リース取引（規則第1条第15号）に分類され、ファイナンス・リース取引とは、ノン・キャンセル、フルペイアウトの2要件を満たすものをいう。また、ファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引では、それぞれ、会計処理が異なっている。</p> <p>ところで、局は、ファイナンス・リース取引であるかオペレーティング・リース取引であるかの判断をするため契約相手であるリース会社に書面で調査を行い、その結果に従い会計処理を行っている。その結果、多くのリース契約をファイナンス・リース取引として会計処理をしているが、リース会社に対する調査結果（ノン・キャンセル要件を満たしていない）に従い、16件のリース契約をオペレーティング・リース取引として会計処理している。</p> <p>局のリース契約は、いずれの契約も、局が作成した契約書のひな型によるものであり、契約書には、①協議解除に伴いリース会社に生じた損害を局が賠償する（第25条）、②予算の減額または削減により契約解除ができる（第30条）ことが定められている。</p> <p>しかしながら、②については、水道事業会計が財政破綻する等の特殊な事情がない限り、通常、想定することができず、実質的に契約解除ができないことから、ノン・キャンセルの要件を満たしている。</p> <p>また、局のリース契約は、いずれの契約も同一の内容であるにもかかわらず、異なる会計処理が行われると、会計処理の統一性が確保できなくなる。</p> <p>これらのことから、特段の事情がない限り、他の同一の契約内容によるリース契約と同様に、ファイナンス・リース取引として捉え、統一的な会計処理を行うことが求められる。</p> <p>局は、リース契約の事務処理に当たり、資産台帳への登録及び適切な会計処理を行うことが望まれる。</p>	<p>令和2年3月12日付31水総主第498号により、都の標準契約書により契約するリース契約については、全てノン・キャンセルとして扱い、フルペイアウトの要件を満たしていれば、ファイナンス・リースとして取り扱う旨周知するとともに、契約中のリース取引で取扱いが変更となる案件について、固定資産への登録及び会計処理の変更を実施した。</p> <p>【1-イ、1-ウ】</p> <p>令和2年3月27日付31水経契第598号により、リース取引の取扱いの変更について「リース契約マニュアル」を改正し周知した。【2-ウ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
						○	◎				○	

〔令和2年工事監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
77	オリンピック・パラリンピック準備局	直流電源装置の設計を適切に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、停電時の非常照明の電源等を確保するため、老朽化した直流電源装置を更新している。</p> <p>局設計基準では、電気設備の設計に当たっては設計条件の詳細な設定を行い、各種技術計算書を作成することと定めており、直流電源装置の設計においては、蓄電池及び整流器等の容量計算書を作成し確認を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、本契約について見ると、設計条件として蓄電池の形式を容量換算時間の小さいMSE型に変更しているにもかかわらず、容量計算書を作成せずに、既設直流電源装置と同一容量の蓄電池を選定している。</p> <p>局は、直流電源装置の設計を適切に行われたい。</p>	<p>大会施設部施設整備第二課は、装置から電源を供給する機器仕様の確認など10項目に及ぶ設計・起案時におけるチェックリストを新たに作成し、チェック機能の強化を図った。</p> <p>【2-U】</p> <p>課は、令和3年1月5日に、同様の設備更新を行う設備工事担当者に課内説明会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。</p> <p>【2-E】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
78	オリンピック・パラリンピック準備局	係留施設の施工管理を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、海浜公園内の浮棧橋などの改修を行っている。</p> <p>ところで、本契約の特記仕様書と変更設計書を見ると、次の不適正な点が確認された。</p> <p>① プレジャーボート用浮棧橋設計マニュアルでは、浮棧橋を固定する鋼杭（係留杭）の設計において、設置場所の地盤調査等に基づき、土の物理的性質等の地盤条件を設定して、係留杭の安定性を構造計算により検討することとしている。</p> <p>本契約の変更設計書について見ると、係留杭設置場所の地盤が当初設計と異なり海底面直下に根固め石があることが判明したため、施工時に支障となる根固め石を一時撤去し、係留杭打込後、根固め石の復旧を行うこととしている。しかしながら、復旧後の地盤条件が当初設計と異なっていたにもかかわらず、構造計算により再検討を行わず当初設計のまま施工しており、係留杭の安定性が確保されているか確認できず適正でない。</p> <p>② 局が適用している管理基準では、係留杭を施工する際の施工管理として杭の打込記録等を確認するとともに、振動工法で施工する際の打込記録については、測定方法を特記仕様書に明記するよう定められている。</p> <p>しかしながら、本契約の施工管理記録を見ると、打込記録の測定方法について特記仕様書に記載がなく、測定結果が記録されていない状況が確認された。</p> <p>局は、係留施設の施工管理を適正に行われたい。</p>	<p>大会施設部施設整備第二課は、復旧後の地盤条件における係留杭の安定性について構造計算により再検討を行い、安全性を確認した。【1-E】</p> <p>大会施設部は、専門外分野での工事における、検討事項や検討内容の適正性確保を目指し他局に助言を求めるなど、組織の垣根を超えた技術支援の導入に向けて、令和2年12月9日に港湾局と協議し、今後、技術協力を得ていくことを確認し、チェック体制の強化を図った。【2-U】</p> <p>課は、設計・起案時及び施工管理時におけるチェックリストを作成し、チェック機能の強化を図った。</p> <p>【2-U】</p> <p>部は、令和3年1月5日に、土木設計担当者、土木工事担当者に部内説明会を実施した。</p> <p>課は、令和2年12月22日及び令和3年1月5日に課内説明会を開催した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎			○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
79	福祉保健局	設計業務委託料の積算を適正に行うべきもの	<p>局は、2件の委託契約により、戦没者霊苑遺品展示室等改修工事等の設計を行っている。</p> <p>建築士法では、過度に高いまたは低い設計業務委託料（以下「委託料」という。）とならないよう、設計受託契約を締結しようとする者は、国土交通大臣が定めた基準（以下「報酬基準」という。）に準拠した委託料で、設計受託契約を締結するよう努めなければならないと定めている。</p> <p>このため、局は、報酬基準の主旨を踏まえた局設計等委託料積算標準（以下「積算標準」という。）に従って委託料の積算を行うこととしている。積算標準は、報酬基準に定める略算方法を基とした計算式を用いて算出した標準的な設計業務の委託料に、個別の事情に応じて必要となる業務の報酬を加算して委託料の積算を行うものとなっている。</p> <p>しかしながら、各契約の委託料の積算について見ると、積算標準に基づいて積算すべきにもかかわらず、全ての委託内容を見積りにより積算していることが認められた。</p> <p>局は、設計業務委託料の積算を適正に行われたい。</p>	<p>局は、新たにチェックリストを作成して令和3年3月10日に局内に通知し、チェック機能の強化を図った。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>局は、令和3年1月4日付けで総務部契約管財課長から各部に対し、「東京都建築工事関係共通基準の適用について」を通知し、委託料は積算基準に基づいて積算するよう注意喚起を行った。</p> <p>局は、令和3年1月29日に庶務担当課長会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
80	産業労働局	補強土壁の排水工の設計を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、道路用地を確保して林道を開設するために補強土壁による盛土を行っている。</p> <p>ところで、補強土壁の設計・施工を行う際には道路土工擁壁工指針（以下「指針」という。）に準拠することとしており、指針では補強領域内に浸入した雨水や地下水等を速やかに排除できる適正な排水工を設けることと定めている。</p> <p>しかしながら、本契約の設計図面と施工計画書について見ると、次の不適正な点が確認された。</p> <p>① 設計図面には、補強土壁内の地下排水工である縦排水層と水平排水層が明記されておらず、また施工計画書にも記載されていないため、それら地下排水工が現場で施工される計画となっていなかった。</p> <p>② 表面排水工の流末に設置した排水管と横断排水溝との継手部の定着長が短く接合が不完全であるため、計画降雨時の水衝圧により、排水管が抜け出す構造で設計されていた。</p> <p>これらのことは、地下排水工を設けていないことによる降雨時の盛土材流出等が発生するおそれがあり適正でない。</p> <p>局は、補強土壁の排水工の設計を適正に行われたい。</p>	<p>森林事務所は、令和2年10月20日付け、契約変更により補強土壁内の地下排水材（縦排水層、水平排水層）について増工し、併せて、横断排水溝についても、継手部の構造を外れないように変更するとともに補強土壁に影響しない位置に変更した。【1-エ】</p> <p>局は、排水材について、令和2年6月1日付けで改定した「令和2年度森林土木基準書（林道編）」において排水材の設置に関して明記した。</p> <p>【2-ア】</p> <p>局は、各林務出張所で作成した工事設計書を本所で起工する際、同様の工法を実施する場合には基準書との整合性が重点的にチェックできるように、チェックシートを改定しチェック機能の強化を図った。【2-ウ】</p> <p>所は、令和2年3月12日に林道担当者打合せ会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎	○		○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要		
	措置区分					
81	港湾局	東京都福祉のまちづくり条例に適合した整備をすべきもの	<p>局は、3件の契約により、海上公園内で新設トイレの工事及び設計を行っている。</p> <p>ところで、東京都福祉のまちづくり条例では、特定都市施設である公園の新たな整備及び改修等をする場合には、整備基準を遵守するための措置を講じなければならないと定めており、このうち、だれでもトイレを設ける場合には、車椅子使用者が戸を容易に開閉して通過できるように、その出入口の手前に150cm×150cm以上の広さの水平面を設けることと定めている。</p> <p>しかしながら、各契約の設計図面を見ると、工事請負契約は施工中の1か所、設計委託契約2件については計4か所において、当該水平面を設けておらず、東京都福祉のまちづくり条例に不適合な設計となっている。</p> <p>局は、東京都福祉のまちづくり条例に適合した整備を行われない。</p>	<p>東京港管理事務所は、整備基準に適合していないトイレについて、令和2年に設計委託4件については図面を修正し、工事1件については契約変更を行い、基準に適合したものとした。</p> <p>【1-エ】</p> <p>所は、設計委託受注者及び設計担当者がチェックを行うため、新たに28項目に及ぶチェックリストを作成してチェック機能の強化を図り、令和2年4月1日以降の起工案件から活用している。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>所は、令和2年3月10日、課長会を通じて関係職員に周知した。</p> <p>局は、令和2年12月23日、改めて、局技術管理課から局内の関係職員へ周知した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。</p> <p>【2-エ】</p>		
					1	2
					アイウエ	アイウエ
						◎
82	港湾局	舗装構造の設計を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、中防内5号線の本線及び側道の道路整備を行っている。</p> <p>局は道路整備にあたり、建設局道路工事設計基準（以下「基準」という。）を準用しており、基準では、舗装の設計条件として、事前の十分な調査により設計に必要な交通条件や路床条件などを把握し、設計に反映させることが肝要であるとしている。</p> <p>しかしながら、本契約の設計図面及び設計委託報告書について見ると、側道の舗装構造の設計において、次の不適正な点が認められた。</p> <p>① 交通条件について、基準では、設計期間（10年間）における交通量の推定を行った上で、設計期間における平均の一日一方向当たりの大型車交通量を推定し、交通量区分を決定することとしているが、局は最大の交通量区分を採用し、必要な大型車交通量を推定していない。</p> <p>② 路床条件について、基準では、新設する舗装範囲において、事前に単位面積ごとに1か所の路床土支持力比の調査を行い、調査した値の最小値を記録した箇所の舗装面積の合計が、新設する舗装面積全体の20%以上ある場合はその最小値を、20%未満の場合は最小値の次に大きい値を、舗装面積全体の路床土支持力比として採用することとしているが、局は、調査結果の平均値を基に舗装面積全体の路床土支持力比を設定している。</p> <p>局は、舗装構造の設計を適正に行われない。</p>	<p>局は、舗装構造の良好な設計例を新たに作成し、局内ポータルサイトに掲載して情報共有を図った。併せて、建設局道路工事設計基準に準拠した舗装設計がなされているかを確認できるよう、積算・照査チェックシートを改訂しチェック機能の強化を図った。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>局は、令和2年5月28日に今後の道路設計が適正に行われるように、当該指摘事項について局内関係部署に周知するとともに、特に道路設計担当部署に対しては、同年7月14日に適正な設計事例について情報共有を図った。</p> <p>【2-エ】</p>		
					1	2
					アイウエ	アイウエ
						◎

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
83	東京消防庁	工事に伴う発生材売却費の積算を適正に行うべきもの	<p>庁は、工事請負契約により、鋼製係留杭の撤去を行い、発生材は鋼材スクラップ（以下「スクラップ」という。）としてスクラップ引取業者（以下「専門業者」という。）において処分を行っている。</p> <p>ところで、庁が本契約で適用している港湾局積算基準においては、スクラップを有価物として売却する場合には、工事価格からスクラップ売却費を控除することを定めており、スクラップ売却費は、スクラップ単価から専門業者が行うスクラップ切断費と運搬費を差し引いたものを売却単価とし、発生量を乗じて算定するよう定めている。</p> <p>しかしながら、本契約の設計書、特記仕様書及び工事記録写真について見ると、スクラップ処分について次の不適正な点が認められた。</p> <p>① スクラップ売却費を算定しておらず、工事価格から控除していない。</p> <p>② スクラップの切断は、本来専門業者が工場等で行う細断作業で、その費用はスクラップ売却費の算定に反映するものであるが、誤って現場で受注者が細断することとし、直接工事費として計上している。またこの費用について、定められたスクラップ切断単価ではなく、誤って高額な鋼材切断費として計上している。</p> <p>庁は、工事に伴う発生材売却費の積算を適正に行われたい。</p>	<p>施設課は、工種別積算チェックリストにおいて、スクラップ売却費などのチェック項目の新設や売却費の考え方がわかる「売却費の指摘事例」の作成、更に複数チェックを実施することでチェック機能及びチェック体制の強化を図った。【2-ウ】</p> <p>課は、令和2年3月24日に令和2年工事監査検討会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
84	東京消防庁	建設発生材の運搬費の積算を適正に行うべきもの	<p>庁は、委託契約により、消防学校の老朽化した照明器具等の電気設備を改修している。</p> <p>ところで、庁積算標準単価表では、工事の施工に伴い生じる建設発生材の運搬費について、建設発生材の種類別に4種類の単価を定めている。</p> <p>しかしながら、本契約における建設発生材の運搬費の積算について見ると、本契約で発生する建設発生材については混合廃棄物等の単価を用いるべきところ、誤って建設発生土の単価を用いて積算している。</p> <p>庁は、建設発生材の運搬費の積算を適正に行われたい。</p>	<p>総務部施設課は、工種別積算チェックリストに廃棄物の運搬種別のチェック項目を新たに追加し、チェック機能の強化を図った。【2-ウ】</p> <p>部は、令和2年4月16日に各消防署を対象とした令和2年度施設関係事務説明会を開催した。</p> <p>課は、同年3月24日に令和2年工事監査検討会を開催した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
85	交通局	道床碎石の単価設定を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、良好な軌道状態を確保するため、線路の細粒化・劣化した道床碎石等の交換工事などを行っている。</p> <p>ところで、局積算基準では、道床碎石等の材料単価は物価資料によることを原則とし、物価資料によることのできない材料単価は見積り又は実態調査等によると定めている。また、見積り依頼にあたっては、3者以上を原則とし、見積り依頼業者の経営状況等を把握し、業者の技術的水準を勘案し適正に選定するとともに、発注形態等を考慮することと定めている。</p> <p>そこで、本契約の道床碎石の単価について見たところ、物価資料によることのできないため、局が見積りにより設定した道床碎石単価を採用しており、その見積りは、平成23年度から平成31年度までの間、維持管理用の備蓄用道床碎石を小口調達している都の物品登録業者（以下、「登録業者」という。）である同一3者に依頼していた。</p> <p>しかしながら、実際の調達についてみると、本契約の受注者は、登録業者以外からも大口取引でより安価での調達が可能であり、かつ調達実績もあることが認められた。</p> <p>このことは、工事用の道床碎石単価について、登録業者以外からも見積りを徴取し、より安価に設定できたにもかかわらず、登録業者同一3者のみに見積りを依頼して設定した道床碎石単価を採用しており、適正でない。</p> <p>局は、道床碎石の単価設定を適正に行われたい。</p>	<p>局は、今回の指摘を受け令和2年度から、これまで見積りを取っていた3社に、他事業者へ納入実績がある4社を加え、合計7社からの見積りにより査定し単価を設定した。【1-エ】</p> <p>建設工務部保線課は、令和2年度当初に課内や事業所を含めた各種会議を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎				○
86	水道局	透水性舗装の設計を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、浄水所の施設更新及び場内整備等を行っている。</p> <p>ところで、東京都豪雨対策基本方針（改定）においては、総合治水対策の一環として全ての公共施設を対象に雨水流出抑制施設を設けることと定めており、本契約では透水性舗装などの雨水浸透施設を設置することとしている。</p> <p>透水性舗装の設計に当たり、局外構工事設計要領（構内舗装・排水等編）では、アスファルト乳剤を使用したプライムコートは、透水性を阻害するので施工しないこととしている。</p> <p>しかしながら、本契約の設計図面について見ると、透水性舗装にプライムコートを施工しており、所定の透水機能が発揮されないことが認められた。</p> <p>局は、透水性舗装の設計を適正に行われたい。</p>	<p>多摩水道改革推進本部施設部は、透水性舗装は未施工であることから、プライムコートを除いた舗装構造となるよう令和3年1月25日付けで契約変更を行った。【1-エ】</p> <p>部は、令和2年11月20日、設計チェックリストに「透水性舗装にプライムコートやタックコートなどの乳剤が計上されていないか確認すること。」を追記し、チェック機能の強化を図った。【2-ウ】</p> <p>局は、令和3年1月14日付けで、局内に対し監査結果を通知し、情報共有及び注意喚起を行った。</p> <p>部は、令和2年11月25日に設計課課内会議を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎			○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
87	水道局	見積書による単価設定を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、給水所内のポンプ棟等の築造工事を行っている。</p> <p>ところで、局積算基準（建築工事編）によると、雇用保険法や介護保険法などに規定されている事業主が負担する福利費（以下、「法定福利費」という。）のうち、元請事業者分は、現場管理費及び一般管理費等に含まれているが、下請事業者分は、直接工事費を構成する単価のうち材料費、労務費等で構成される複合単価等を含めることとしている。</p> <p>このことから、見積書により複合単価等を設定する場合は、下請事業者分の法定福利費を含めることとしている。</p> <p>しかしながら、当該工事の建築工事及び昇降機設備工事の見積書による単価を見ると、法定福利費を含めず単価設定をしている。</p> <p>局は、見積書による単価設定を適正に行われたい。</p>	<p>本案件は、平成30年5月7日に契約したものであり、その後、建設部は「工種別積算チェックリスト（建築：新築編）」を改訂して、法定福利費に関する記載を追記し、平成31年3月28日から活用することにより、チェック機能の強化を図っている。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>局は、令和2年11月6日付けで技術管理部署より局内に対し、建築工事における見積単価を使用する際の適正な積算についての周知を行った。</p> <p>部は、令和2年10月26日に施設設計課会議、同月29日に建設部工務課・東西建設事務所工事課合同会議及び同月30日に管路設計課会議を開催した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及びチェックリストによる再発防止の取組について改めて周知した。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
88	下水道局	特殊人孔の設計を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、下水道管の雨水排除能力の向上を目的とした管きよの新設や特殊人孔の設置を行っている。</p> <p>ところで、局特殊人孔構造計算の手引きでは、特殊人孔開口部の設計にあたっては、開口部を設けたために配置できなくなった主鉄筋及び配力筋と同量の鉄筋量を満足するように、開口部の周辺に補強鉄筋を配置しなければならないが、また、補強鉄筋を配置できない場合や、開口面積が大きい箇所に対して、構造計算で照査することと定めている。</p> <p>しかしながら、本契約の設計図面について見ると、特殊人孔の開口部周辺に配置された補強鉄筋が欠損部鉄筋量に対して大幅に不足しており、また、補強鉄筋が配置できない場合に実施すべき構造計算の照査も行っていないことが認められた。このため、監査期間中に照査した結果、開口部周辺の安全性が確保されておらず、補強鉄筋の増径や追加配筋するなどの対策が必要であることが判明した。</p> <p>局は、特殊人孔の設計を適正に行われたい。</p>	<p>北部下水道事務所建設課は、開口補強の再設計を行った。令和3年1月12日開催の所工事変更審議委員会で開口補強の変更内容について審議・承認し、受注者へ変更図面を通知して同年3月に施工済みである。【1-エ】</p> <p>北部下水道事務所再構築推進課は、令和2年12月23日以降、設計委託時の作業確認書に「特殊人孔の開口部について」を追加し、チェック機能の強化を図った。【2-ウ】</p> <p>局は、令和3年1月29日に工事監査の指摘に係るフォローアップ研修を実施した。</p> <p>課は、令和2年12月23日に課内研修を実施した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎			○	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
89	下水道局	建設発生土の数量算出を適正に行うべきもの	<p>局は、工事請負契約により、葛西水再生センター内において、発電機棟及び地下オイルタンク等の建設工事を行っている。</p> <p>このうち、建設発生土について見ると、その一部を別途工事で使用することとなったため、運搬する数量の設計変更を行っている。</p> <p>ところで、局積算基準（建築工事編）では、土がほぐれて体積が増えることを踏まえた単価が設定されており、土の数量は地山数量とすることとされている。</p> <p>しかしながら、本契約では、ほぐれた土の数量で設計変更を行っている。</p> <p>局は、建設発生土の数量算出を適正に行われたい。</p>	<p>第一基幹施設再構築事務所工事第一課は、今回、新たにチェックリストを作成し、設計変更時のチェックを自己チェック（変更担当者）、設計変更の経験豊富なベテラン職員によるチェックの二段階で実施するとともに、変更する工種ごとの注意点やチェックリストなどの記載内容について、あらかじめ確認を行うよう課長代理が担当者に指導し、その上で変更積算を実施することでチェック機能及びチェック体制の強化を図った。【2-U】</p> <p>局は、令和3年1月29日に工事監査の指摘に係るフォローアップ研修を実施した。</p> <p>所は、令和2年10月6日の所課長会において、指摘事項の内容を周知した。</p> <p>課は、同年10月8日の課内課長代理会において、指摘事項に関して周知するとともに、積算に適用する基準について再度確認をするよう改めて指導を行った。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
90	下水道局	陥没部における作業員の安全対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの	<p>局は、工事請負契約により水再生センター内の道路で発生した陥没を緊急施工により補修している。</p> <p>ところで、労働安全衛生規則では、高さが2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い等を設けなければならない。また、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止用器具（以下「墜落制止用器具」という。）を使用させる等、墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならないと定めている。</p> <p>しかしながら、本契約の工事記録写真について見ると、深さ2m以上の陥没部の埋戻し作業において、陥没部周囲に囲い等を設けることが困難な状況であるため、受注者は、作業員に墜落制止用器具を使用させる等の措置を施さなければならないにもかかわらず、必要な安全対策を講じていない状況が認められた。</p> <p>局は、陥没部における作業員の安全対策について受注者を適切に指導・監督されたい。</p>	<p>施設管理部は、令和3年1月14日に既存安全管理チェックリストを緊急時施工時にも新たに用いることなど、安全管理についての事務連絡を関係部署に送付し、チェック機能の強化を図った。【2-U】</p> <p>局は、令和3年1月29日に工事監査の指摘に係るフォローアップ研修を実施した。</p> <p>西部第二下水道事務所施設課は、令和2年12月23日に所内課長代理会を開催した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
91	下水道局	間接工事費の積算を適正に行うべきもの	<p>局は、2件の工事請負契約により、初期雨水を一部貯留する合流改善貯留施設について、国庫補助を受けて設置している。</p> <p>1件目の契約においては、当初、立坑及び推進用ボックスカルバート（以下「カルバート」という。）設置などの工事を平成30年に完了する予定であったが、現地調査の結果、地中障害物が確認され、施工内容の再検討に時間を要したことから、工事を継続した場合、工期が5年以上となることとなった。</p> <p>しかし、局は、財政法による国費の債務負担行為の規定を準用し、原則として一工事の期間について予算上5年を限度としていることから、新宿区市谷本村町外濠流域貯留管工事では立坑の設置及びカルバートの材料製作まで行い、新宿区市谷本村町外濠流域貯留管その3工事の特命随意契約において、カルバートの運搬及び設置などを行うこととした。</p> <p>ところで、局積算基準では、直接工事費は、材料費、労務費及び直接経費の3要素について積算するものとし、また、間接工事費は、直接工事費以外の工事費及び経費とし、共通仮設費及び現場管理費に分類すると定めている。</p> <p>そこで、1件目の変更設計書について見ると、カルバートは、工場での製作のみとなったため、運搬費は適正に控除されているものの、現場搬入及びそれに伴う現場管理等を行わないにもかかわらず、間接工事費を計上している。一方で、2件目の契約においては、カルバートの運搬費は計上しているものの、現場管理等に必要な間接工事費は計上されていない。</p> <p>局は、間接工事費の積算を適正に行われたい。</p>	<p>第二基幹施設再構築事務所工事第二課は、積算作業時に間接工事費の適正な積算が行われていることを確認するため、間接工事費に関するチェックシートを作成した。このチェックシートにより、間接工事費の調整が必要となる関連工事の有無や工種による間接工事費の積算内容を、担当者及び課長代理で確認し、チェック機能及びチェック体制の強化を図った。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>局は、令和3年1月29日に工事監査の指摘に係るフォローアップ研修を実施した。</p> <p>課は、令和2年12月23日の課内会議において、積算基準に基づく間接工事費の適正な積算方法について確認を行った。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
92	教育庁	耐候性塗料塗りの積算を適正に行うべきもの	<p>庁は、工事請負契約により、屋上への防水改修や、塗装改修を行っている。</p> <p>このうち、本契約の塗装改修では、手すりなど複数箇所の既存鉄鋼面に、耐候性塗料を用いて塗装改修を行っている。</p> <p>ところで、庁積算標準単価表の耐候性塗料塗りの単価は、新築工事などに適用する塗装工事の単価と、塗装の塗替えなどを施す改修工事に適用する塗装改修工事の単価の2種類があり、このうち、塗装改修工事の単価には、下塗りから上塗りまでが含まれている。</p> <p>しかしながら、本契約の耐候性塗料塗りの積算について見ると、次の誤りが認められた。</p> <p>① 塗装改修工事の単価を計上すべきところ、新築工事などに適用する塗装工事の単価で計上している。</p> <p>② 塗装改修工事の単価に、下塗りの単価を追加して二重計上している。</p> <p>庁は、耐候性塗料塗りの積算を適正に行われたい。</p>	<p>都立学校教育部は、設計・工事の主たる担当部署である営繕課において、耐候性塗料の適用に際して、立地や部位等を考慮し、慎重に判断することを改めて確認した。その結果、適用する場合は、設計書のりん議時、耐候性塗料の単価に絞って担当者に単価根拠を再確認するとともに、既存のチェックリストに耐候性塗料に関する項目を追加することで、チェック機能及びチェック体制の強化を図った。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>部は、令和2年3月3日に営繕課課長代理会議を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。</p> <p>課は、各学校支援センターへ個別に周知を図った。【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
											◎	○
93	教育庁	道路使用許可について受託者を適切に指導・監督すべきもの	<p>庁は、委託契約により、各学校における樹木の維持管理のためせん定を行っている。</p> <p>ところで、道路交通法では、道路において、工事又は作業をしようとする者などは、当該行為に係る場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならないと定めている。</p> <p>しかしながら、本契約の作業状況について見ると、10校のうち2校において道路を使用して樹木せん定作業を行っていたにもかかわらず、道路使用許可を受けていないことが認められた。</p> <p>これは、受託者が作業開始前までに庁へ提出することとなっている作業計画書の様式に、道路使用許可の有無を確認する項目が無いことが要因として挙げられる。</p> <p>庁は、道路使用許可の有無を確認する仕組みづくり等を検討するとともに、道路使用許可について受託者を適切に指導、監督されたい。</p>	<p>西部学校経営支援センターは、作業計画書に、道路使用許可の有無を確認する項目を設けるとともに、道路使用許可書の写しを学校担当者へ提出する旨、仕様書を改めた（令和2年4月適用）。【2-イ】</p> <p>センターは、契約部門で新たにチェックシートを作成し確認を行うとともに、入札における留意事項に道路使用許可の手続について追記し受託者へ直接指導を行うことで、チェック機能及びチェック体制の強化を図った。</p> <p>【2-ウ】</p> <p>庁は、令和2年12月8日に東部、中部及び西部の各学校経営支援センター並びに都立学校経営企画課室長連絡会を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。</p> <p>【2-エ】</p>								
					1		2					
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
									◎	○	○	

【意見・要望事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要								
	措置区分											
94	港湾局	排水機場及び護岸等設計における構造細目準拠基準等について	<p>局は、4件の工事請負契約により、排水機場の再整備等を行っている。</p> <p>ところで、局は、港湾基準に基づき港湾施設の設計などを行うこととしており、契約図面と委託設計報告書を見たところ、設計時に準拠する港湾基準の構造細目について、以下に示す不統一な内容が認められた。</p> <p>① 港湾基準では、構造細目に記載のない事項についてはコンクリート標準示方書に準拠することができるとされている。</p> <p>しかしながら、排水機場や護岸の設計において、構造細目に記載がない項目についてみると、1件の工事においては港湾基準のとおりコンクリート標準示方書に準拠しているものの、その他の工事においては設計者の判断により道路橋示方書・同解説に準拠している。</p> <p>② 港湾基準では、鋼管矢板を使用した護岸を設計する場合について構造細目は定められていない一方で、鋼管矢板を基礎として施設を設計する場合については、構造細目は定められていないものの道路橋示方書を参照することができるとされている。</p> <p>また、道路橋示方書の構造細目では、バイプロハンマ工法で施工する際の施工時の影響を考慮した鋼管矢板の板厚について定められている。</p> <p>しかしながら、1件の工事における鋼管矢板を使用した護岸の設計において、バイプロハンマ工法による施工であるが、道路橋示方書等を参考とすることなく板厚を決定していた。</p> <p>局は、排水機場及び護岸等設計における構造細目準拠基準等の整備について検討が望まれる。</p>	<p>局港湾整備部技術管理課は、令和3年1月27日付けで、本件に係る構造細目準拠基準について、港湾基準などに基づき設計する旨の文書として「港湾施設（護岸及び排水機場等）設計における構造細目について」を定め、関係部署に通知した。また、局内ポータルサイトにおいて「施設の築造基準」の項目を新たに設けて局内で随時閲覧できる仕組みを構築した。【1-E】</p> <p>局は、令和3年1月27日付「港湾施設（護岸及び排水機場等）設計における構造細目について」を関係者に通知した。</p> <p>局は、令和2年12月24日に、構築した局内ポータルサイト内へ基準に関する文書などの追加・変更・再整理等を継続的に行っていくことを関係者に周知した。</p> <p>局は、令和3年1月14日に工務担当課長代理会（スカイブ会議）を開催し、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
								◎				○
95	交通局	バス停留所管理等に係る単価請負工事の単価設定について	<p>局は、2件の工事請負契約により、バス停留所上屋等の維持管理及び新設等を単価請負工事で行っている。</p> <p>ところで、本契約で設定した単価のうち、「現地実測・埋設物調査」の単価は、工事前に実施する現地における測量及び水道管などの埋設位置等の調査に対して適用される。</p> <p>しかしながら、本契約の発注書及び内訳書について見ると、一方の契約では、測量や埋設位置等の調査を伴わない工事対象物や周辺状況の目視による確認に対して、もう一方の契約では、バス停留所上屋の撤去に対して、当該単価を適用していることが認められた。</p> <p>局は、バス停留所管理等に係る単価請負工事の単価設定について検討が望まれる。</p>	<p>局は、バス停留所上屋新設等単価請負工事において不足していた「バス停留所上屋緊急撤去」の単価を新たに設定し、令和2年度当初契約より既に実施している。</p> <p>局は、令和3年度の契約から、従来の「現地実測・埋設物調査」の単価に変えて、実態に即して「現地目視調査」、「現地実測調査」及び「埋設物調査」の単価を新たに設定した。</p> <p>【2-I】</p> <p>自動車部は、令和2年4月1日にバス施設向上担当係会を開催した。</p> <p>また、同様の事案が発生しないよう、令和2年8月13日に契約担当者会議を開催した。</p> <p>これらの会議等により、指摘趣旨及び再発防止の取組について周知を図った。【2-E】</p>								
					1	2						
					ア	イ	ウ	エ	ア	イ	ウ	エ
									◎			○

令和3年度
登録第2号

令和3年 監査結果に基づき知事等が講じた措置（第1回）

令和3年5月発行

編集・発行 東京都監査事務局総務課
新宿区西新宿二丁目8番1号
電 話 03（5321）1111（代表）
都庁内線 55-531
03（5320）7017（直通）

URL <https://www.kansa.metro.tokyo.lg.jp/>

印 刷 株式会社 三州社
電 話 03（3433）1481

この冊子は石油系溶剤を含まないインクを使用しています。